

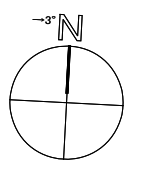
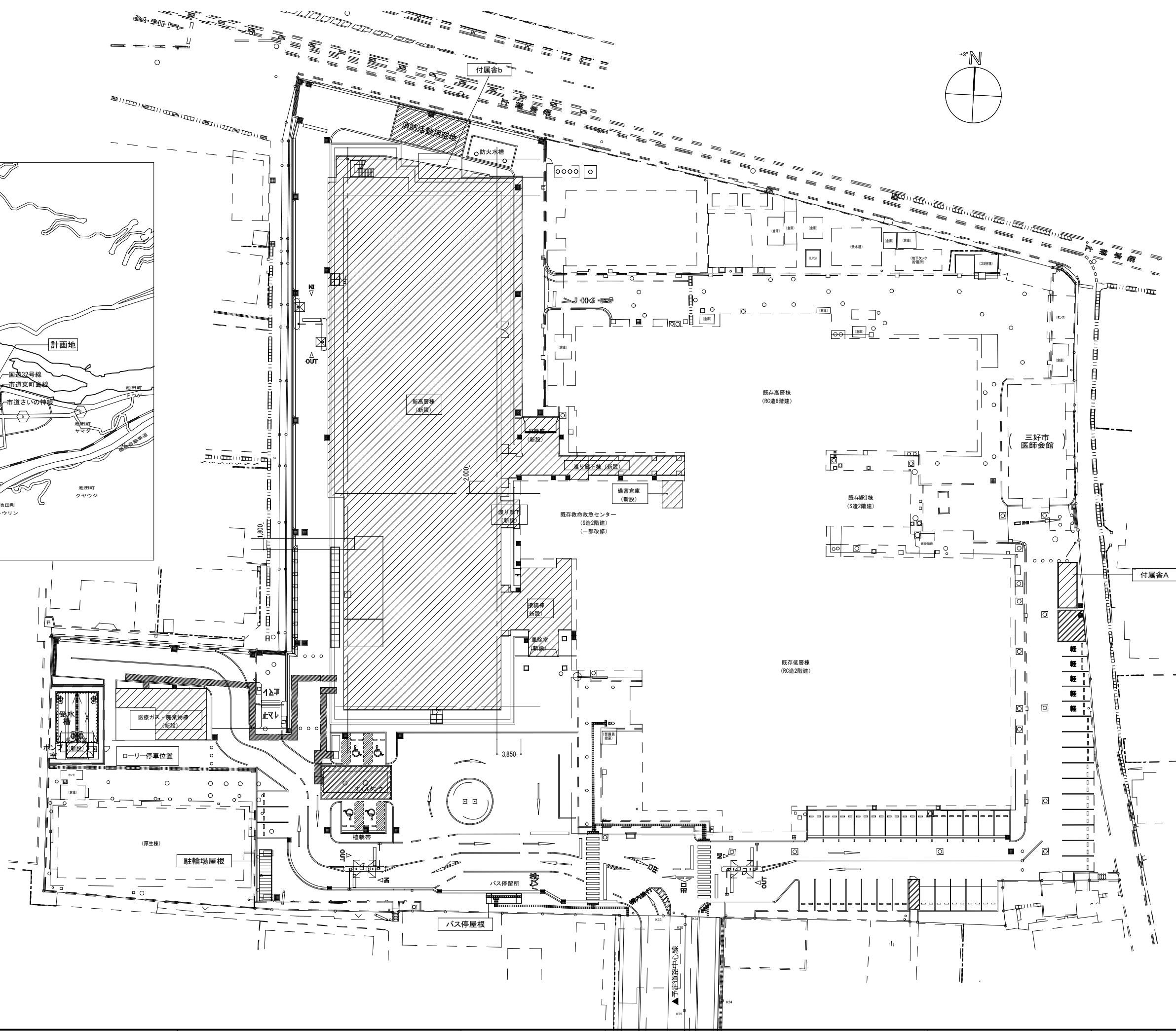
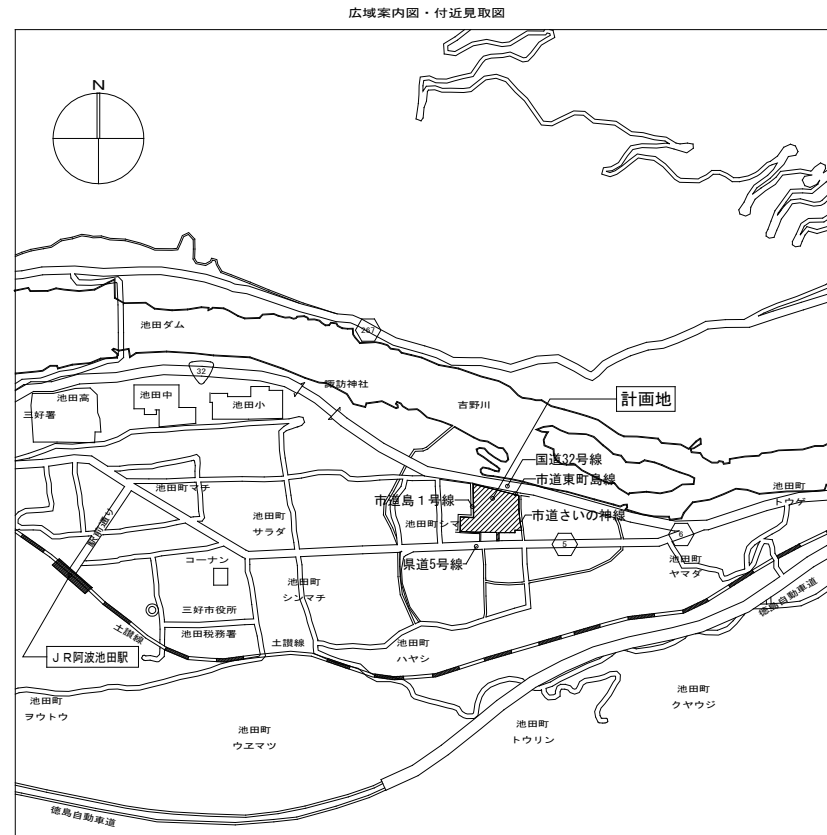
徳島県立三好病院高層棟改築工事のうち電気工事

竣工図

株式会社 日総建大阪事務所
株式会社 宮建築設計

施工者 栗原工業・那賀川電機
徳島県立三好病院高層棟改築工事のうち電気工事共同企業体

株式会社 日総建 大阪事務所	一級建築士事務所 大阪府知事登録 (へ) 第11550号 一級建築士登録 第178703号	山下 和源	MEMO	PROJECT	徳島県立三好病院高層棟改築工事のうち電気工事	TITLE	表紙	SCALE	A1: 1 / NS A3: 1 / NS	SHEET NO.	
株式会社 宮建築設計	一級建築士事務所 徳島県知事登録 第11068号 一級建築士登録 第 90947号	宮本 博						DATE	2014. 6		E -



電気工事仕様書

I. 工 事 名 徳島県立三好病院高層棟改築工事のうち電気工事

II. 工 事 箇 所 徳島県三好市池田町シマ 8 1 5 - 2

III. 建 物 概 要 建物名称 新高層棟 構造 R C 造（ロングスパン梁＝PRC造） 階数 地上 8 階・地下 0 階
 建築基準法による延べ面積（m²） 14, 934. 35m² 消防法施行令別表第 1 の区分 (6) 項 イ

IV. 工 事 種 目 4. 工事種目 ○印のついたものを適用する。）

工事種目	建物別及び		工 事 種 別			備 考
	屋外	高層棟	既設低層棟	医療ガス・廃棄物棟	屋 外	
○ 電灯設備		○	○	○		
○ 動力設備		○	○	○		
○ 雷保護設備		○				
○ 受変電設備		○				
○ 静止形電源設備		○				
・ 発電設備						
・ 太陽光発電設備						
○ 構内情報通信網設備		○	○			
○ 構内交換設備		○	○			
○ 生体情報設備		○				
○ 情報表示設備		○	○			
○ 映像・音響設備		○				
○ 拡声設備		○	○			
○ 呼出設備		○	○			
○ テレビ共同受信設備		○	○			
・ 監視カメラ設備						
○ 電気錠配管設備		○				
○ 自動火災報知設備			○			
○ 中央監視制御設備		○				
○ 緊急離着陸灯火設備		○				
○ 構内配電線路設備					○	
○ 構内通信線路設備					○	

V. 共 通 仕 様 特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成22年版)」(ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成22年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成22年版)」による。なお、本工事が建築工事又は機械設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「電気設備工事監理指針(平成22年版)」を参考とする。

VI. 特記仕様 1 (一般共通事項)

- 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
 官公署その他への届出手続等は(標仕 <1>1.1.3)により行う。なお、(監理指針 <1>1.1.3)を参考とする。
 自家用電気工作物の保安規程(○(1)本工事にし定める ・ (2)既存施設の保安規程を適用(増築等))
 上記で(1)の場合の工事、維持、運用に関する保安業務 (○ 本工事 ・ 別途) 本受電後引渡しまでの基本料金 (○ 本工事 ・ 別途)
- 工事写真はしゅん工、着工前、機材、施工状況の順に写真帳に整理し、営繕課指定の様式で1部提出する。しゅん工については、工事目的物の状態が、また、機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。
 建設大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方(改訂第2版) - 建築設備編 -」を参考とする。
- 工事のしゅん工に際し、次の図書、資料を作成し、監督員に提出する。
 ○竣工図の製本(2つ折)×2部 ・ 施工図の製本(2つ折) ・ 竣工図の電子データ(CD-R)×1部 ・ 使用材料○覧表×2部(うち1部は電子データでの提出)
 ○保全に関する資料×1部 ※竣工図(製本、データ共)については、必要な関係図面(原因、CADデータ等を貸与)を修正して作成すること。
- 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。また、品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図等については、監督員の承諾を受ける。(標仕 <1>1.2.2, <1>1.2.3)
 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施す。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとる。(標仕 <1>1.3.4, 監理指針 <1>1.3.4)
 使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(製作図、試験成績書を含む)を監督員に提出する。(JISマーク等表示品を除く)
 (標仕 <1>1.4.2)
- 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、「疑義に対する協議等」(標仕 <1>1.1.8)による。
- 技能士の適用
 技能士の適用については、次の技能検定作業(以下「作業」という。)のうち、各工事に適用する作業を指定するものとする。
 技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
 技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。
 なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印…適用作業

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
ブロック	ブロック建築	・ コンクリートブロック工事作業

防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業
	かわらぶき	・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ アルミ製室内建具製作作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空調調和機器施工	・ 冷凍空調調和機器施工作業

7. 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿を提出する。
8. 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は、原則として徳島県建設工事指名業者名簿に登録された業者より選定すること。
9. 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
10. 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。(改修標仕 <1>2.10.3) 梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する。
11. 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならない補修する。
12. 他工事との取り合いは下表による。

工 事 項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	別途工事	備 考
はり貫通部のスリーブ		○	○	○		
同上補強	○					
盤・便器等の箱入れ		○	○	○		
同上補強	○					
天井埋込個所の天井材の切込み	○					
同上補強	○					

13. 発生材の処理等は、「発生材の処理等」(標仕 <1>1.3.9)により行う。
 (1) 産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。なお、本工事に限る個別契約を処分許可業者と交わすこと。

種 類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良産廃 処理業者	所 在 地 処 分 地	運搬距離 (km)	処分費 (円/t)	単 位 (t, m ²)
コンクリート(有筋)	(有) 山一建設 (中間処分)		阿波市市場町香美字西原 2 8 4 - 1 阿波市市場町香美字西原 2 8 4 - 1	47.7	800	
コンクリート(無筋)	(有) 山一建設 (中間処分)		阿波市市場町香美字西原 2 8 4 - 1 阿波市市場町香美字西原 2 8 4 - 1	47.7	700	
アスファルト類	大成ロテック(株) 阿波池田合材工場 (中間処分)		三好市池田町白地字井ノ久保 1 5 9 8 - 1 三好市池田町白地字井ノ久保 1 5 9 8 - 1	7.0	1500	
ガラス・陶器類	(有) 若木建設		徳島市津田海岸町 1 1 3 6 - 2 勝浦郡勝浦町大字坂本字柿平 1 9 - 1	90.0	6,000	
廃プラ	(有) 久保衛生		三好郡東みよし町加茂 6 0 0 0 - 1 三好郡東みよし町加茂 5 9 9 9 - 1	8.0	8,000	
金属・鉄類(処分)	(株) 丸八木商店		吉野川市鴨島町鴨島 6 5 2 - 1 吉野川市鴨島町鴨島 6 5 2 - 1	60.0	10,000	

※(注) 表中「優良産廃処理業者」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者」であることを示す。

- ・コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
 - ・上記記載の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者に認定されている場合は、原則記載の処分場で処分を行うこととするが、記載の処分場以外の徳島県優良産業廃棄物処理業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。
 - ・なお、諸般の事情により徳島県優良産業廃棄物処理業者以外の処分場で処分を行う場合は、その理由書を監督員に提出すること。
- (2) PCBを含む機器は、調書を添えて引き渡しとする。
 - (3) 空調機等の撤去処分を行う場合、フロン系冷媒は回収及び破壊処理を行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
 - (4) 受注者は、建設副産物が排出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

- (5) 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（対象建設工事）のうち、当初請負金額が500万円以上の工事において、
- ・コンクリート（2次製品含む）、土砂、砕石又は加熱アスファルト混合物、木材を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を建設リサイクルデータ統合システム（以後「CREDAS」と表記）により作成し（様式1又は様式1-2）、監督員に電子データにより提出しなければならない。
 - ・建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用※促進計画をCREDASにより作成し（様式2又は様式2-2）、監督員に電子データにより提出しなければならない。
 - ・受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかにCREDASにより作成した提出用ファイル（実施書）を、監督員に※電子データにより提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用（促進）計画書及び実施書を工事完了後1年間保存すること。
 - ・CREDASについては、受注者自身が国土交通省リサイクルホームページよりダウンロードした上で利用することとするが、受注者のネットワーク環境の導入状況※等によりダウンロードが困難な場合は、請負契約締結後、監督員と協議の上で、CREDASインストールファイルを収録したCD-Rを必要に応じて受注者に貸し出す※ものとする。
 - ・CREDASの入力においては、資材の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない（バーজন材を使用する生コンクリート及び購入土を除く）。なお、その入力方法については、徳島県県土整備部ホームページ「各種書類ダウンロード-土木工事主要提出書※類（リサイクル等）」で公開する「CREDAS入力マニュアル」を参考とする。
14. 本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第9条）
- (1) 対 象 物 工 事 目 的 物 及 び 工 事 材 料（支給材料を含む）について付保する。
- (2) 付 保 除 外 工 事 次 に 掲 げ る 単 独 工 事 に つ い て は、 付 保 を 除 外 で き る。
- ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）
- (3) 付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
- (4) 保 険 終 期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工事延伸した場合には、保険の期間も延長する。
- (5) そ の 他 付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
15. 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象工事額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合は、県内営業所を選定しない理由を記した理由書を発注者に提出しなければならない。
16. 県内産資材の使用
- (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。
- (2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、工事完了後に「建設資材使用実績報告書」を監督員へ提出しなければならない。

<p>県内産資材（次のいずれかに該当するもの）</p> <p>① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品</p> <p>② 徳島県内の工場で加工、製造された製品</p> <p>注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。</p> <p>注2 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</p> <p>注3 公共建築工事標準仕様書そのた関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p>

17. 県内産再生砕石の原則使用
- 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。
18. 本工事で使用する建築材料・製品等（以下「建材等」という。）の発注の際には、発注前に「指定建設資材・建材等発注先名簿」を監督員に提出しなければならない。
19. 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用しなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。
20. 工事現場において、現場代理人、監理技術者、主任技術者は確認のため、名札を着用する。
21. 工事現場には営繕課指定の工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること、工事標識については、原則として県産木材を用いた木製品を使用するものとする。また、県産木材の取り扱いについては、次項を準用する。
22. 県産木材の使用
- (1) 受注者は、指定仮設材（工事標識）及びコンクリート打設用型枠を使用する場合、県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
- (2) 県産木材とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、次のものが該当する。
- ① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
 - ② ①以外においては、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
- (3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合には、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、県産木材を使用する前に徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しを監督員に提出しなければならない。
- (5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は、木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。
- (6) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、工事完了後に「木材使用実績報告書」（電子データ）を監督員へ提出しなければならない。
23. 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事着手までに調査を行い、支障が存在する場合には、当該物件及びその位置と作業内容を監督員に報告しなければならない。また、受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
24. 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
25. 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損傷を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

26. 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
27. 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成9年 建設省告示第1536号、一部改正 平成15.3.10国土省告示第187号）」に基づき指定された（低振動型・低騒音型）建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定※された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。
28. 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価※された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。
29. 耐震施工
- (1) 局部震度法による機器（水槽類を含む）の設計用標準水平震度は「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説平成8年版」による。（監理指針 参考 資料-3）
- (2) 耐震安全性の分類 （○ 特定の施設 ・ 一般の施設 ） ・ 建築設備の耐震安全性の目標 （○ 甲 ・ 乙 ）
- (3) 重要機器 （○ 配電盤 ○ 自家発電装置 ○ 交換機 ○ 直流電源装置 ○ UPS ○ 火災報知受信機 ○ 中央監視制御装置 ○ 構内情報通信網装置 ・ ）

耐震措置

設備機器の固定等は、すべて「国土交通省国土技術政策総合研究所監修の建築設備耐震設計・施工指針 2005年版」により行う。

ただし、設計用地震力（水平及び鉛直）は次の設計用水平震度KH及び設計用鉛直震度Kv（KH/2）を用いて計算する。

設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。

設置場所	耐震安全性の分類			
	耐震構造		免震構造（高層棟）	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.0	1.0
	<2.0>	<1.5>	<1.0>	<1.0>
中間階	1.5	1.0	1.0	0.5
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.5>
1階及び地下階	1.0	0.6	0.5	0.5
	<1.0>	<1.0>	<0.5>	<0.5>

（注）（ ）内の数値は防振支持の機器の場合に使用する。

< >内の数値は水槽類に適用する。

※上層階2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階中間階とは地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの（平屋建の場合は無し）

30. 風圧荷重計算
- ・対象機材（ ~~＝屋外ボール灯~~ ・ 避雷針支持管 ~~＝テレビアンテナマスト~~ ・ ）
31. 強度計算
- ・対象機材（ ○ ブロックマンホール及びハンドホール ○ 自家発電装置配管類支持材 ○ ケーブルラック支持材 ○ 垂直ケーブルの最終端支持材 ・ ）
32. 土工事の残土処分
- （○ 構外に搬出し適切に処理 土壌検査を本工事で（ ・ 行う（ 箇所） ○ 行わない ） ・ 構内敷きならし ・ 構内の指示場所に集積 ）
- なお、民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によること。
33. コンクリート工事
- ・受変電盤基礎（ ・ 強度試験（ ・ 公共試験機関 ・ JIS工場 ） ・ 構造体強度補正值(S)による補正 ・ 調査表提出 ・ アルカリ骨材反応抑制対策確認 ・ 鉄筋材料の規格品証明書提出 ）
- ※強度試験の立会いについて、試験を公共試験機関で行う場合は、現場代理人又は主任（監理）技術者が、JIS工場の場合は、監督員と現場代理人又は主任（監理）技術者が行うものとする。
34. 揮発性有機化合物を使用した材料の使用制限
- ・塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
35. 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が必要と認める場合はこの限りで※ない。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円以上5千万円未満	－	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

（注） 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事いう。

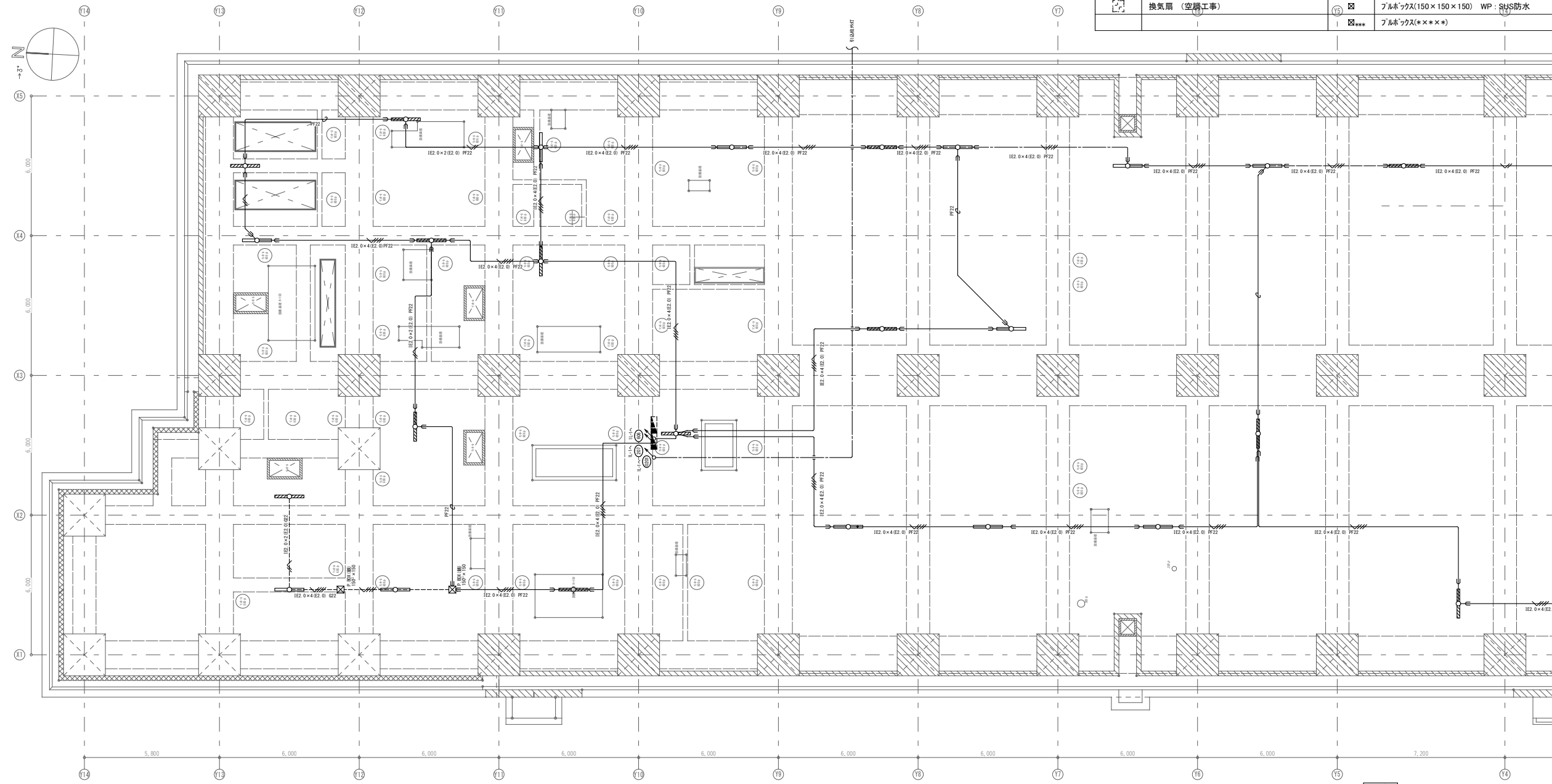
- ・中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。
- ・中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。

株式会社 日総建 大阪事務所	一級建築士事務所 大阪府知事登録 (へ) 第11550号 一級建築士登録 第178703号	山下 和源	MEMO	PROJECT	TITLE	SCALE	A1: 1 / NS A3: 1 / NS	SHEET NO.
株式会社 宮建築設計	一級建築士事務所 徳島県知事登録 第11068号一級建築士登録 第 90947号	宮本 博		徳島県立三好病院高層棟改築工事のうち電気工事	電気工事特記仕様書(2)	DATE	2014.6	E - 005

- VII. 特記仕様2 (特記事項)
1. 最上階の天井配管は、原則二重天井内のいんべい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。(最上階が二重天井の場合に限る。)
 2. 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。(標仕 <2>2.2.9、<2>2.12.4)
 3. フラッシュプレートは材質は新金属製とする。
 4. カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチング文字とする。
 5. 盤内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製の表示札等を取付け、回路の種類別、行先等を表示する。(標仕 <2>2.2.10、<2>2.12.5)
なお、屋外において直接外気に触れる場所(盤内、プルボックス内を除く。)及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
 6. 屋外の金属製防水形プルボックスは焼付塗装とする。
 7. スリーブ材料は、原則として水密を要する箇所はつば付き銅管、地中部分で水密を要しない箇所は硬質塩ビ管、それ以外は垂鉛めっき銅板とする。(標仕 <1>2.8.1、標準図 電力122、監理指針 <1>2.8.1、<2>2.1.13)
 8. 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
 9. 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数(スペースを含む)に応じた配管を天井裏まで立上げる。
 10. E₂接地極の材料はE₂としD=10、L=1,500とする。接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。
 11. PF管は波付一重管、タイプ-25とする。
 12. 屋外及びピット内の支持金物等はステンレス製(SUS304)又は溶融垂鉛メッキ製とする。
 13. あと施工アンカーボルトの選定については、次による。
 - (1) 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、施工後確認試験を(○行う・行わない)。
 - (2) 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する駆体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
 - (3) 屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)とする。
 14. 次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。
(・一般居室、廊下等 ・屋外 ・)
垂鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする。
屋内、屋外及びピット内の支持金物等のうち、ステンレス製(SUS304)又は溶融垂鉛メッキ製のもの、原則塗装を行わない。
 15. 地中管路の埋設深さは0.6m以上とし、高圧地中配線以外も埋設標識シートにより埋設標示を行う。
 16. 掘削作業に際して、事前に当該作業範囲内の埋設物、特に電力、通信、ガス及び水道等の埋設経路の調査を行う。
 17. 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。
 18. 分電盤等において、外部から分岐回路の接地線を接続する端子又は銅帯は、分岐回路の配線用遮断器等又はニュートラルスイッチの負荷側の近くに設ける。(標仕 <2>1.7.4) なお、単線接地線の接続にはセルフアップねじ等電線じか接続可能な端子とすることが望ましい。
 19. 太さ14mm²以上の電線をターミナルラグにより機器に接続する場合は、増締確認の表示を行う。(標仕 <2>2.1.2)
 20. ケーブルを集合して束ねる場合は、許容電流について必要な補正を行い、配線の太さに影響を与えない範囲で束ねる。(標仕 <2>2.10.1.5)
 21. 機材の検査に伴う試験のうち、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。
 22. 通信・情報設備の弱電流電線は絶縁抵抗測定を行う。(標仕 <6>2.28.2)
 23. 自家用電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を提出する。

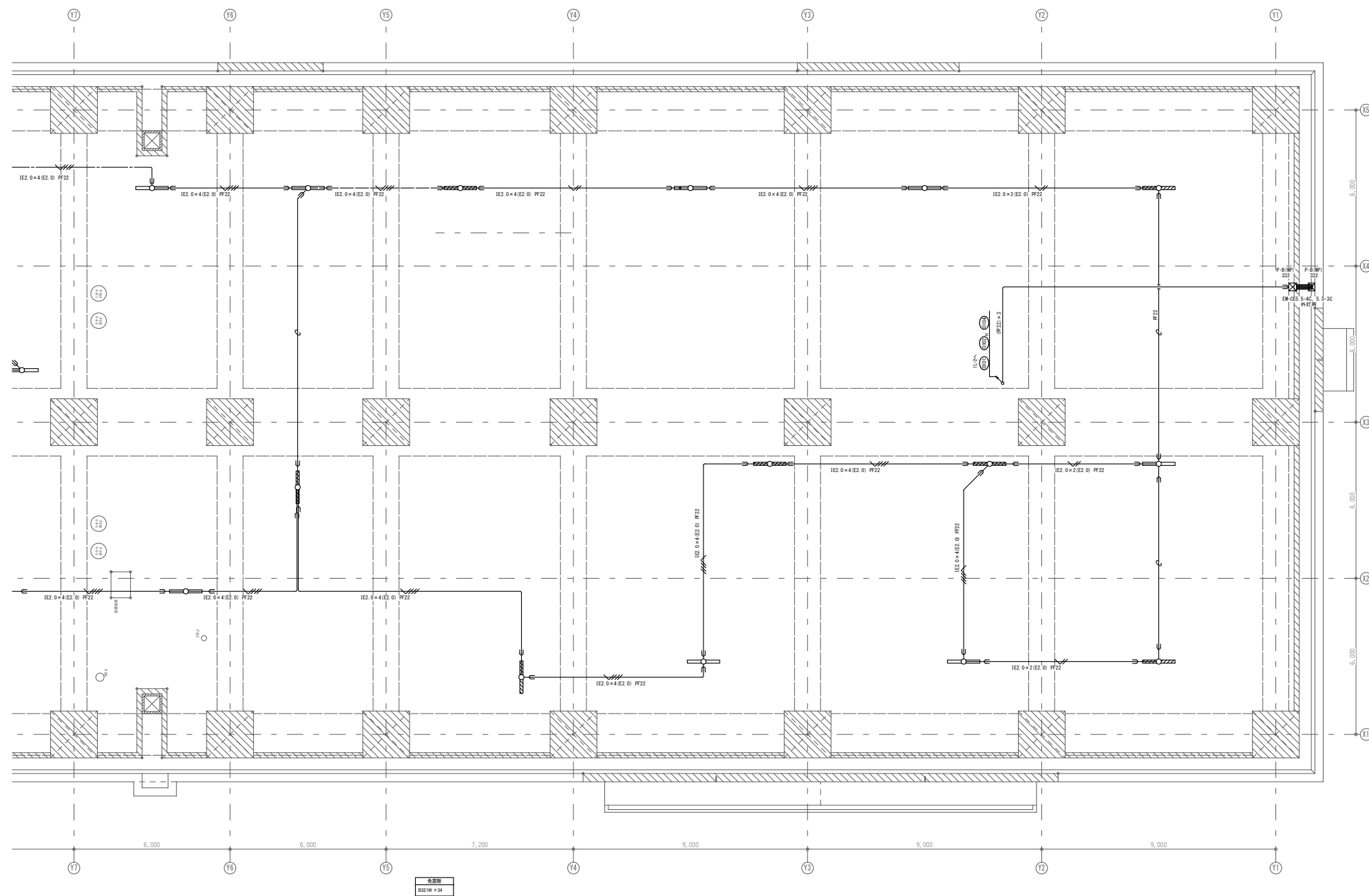
VIII. 機材等指定 本工事に使用する機材等は下表による。(○印のある項目について適用する)

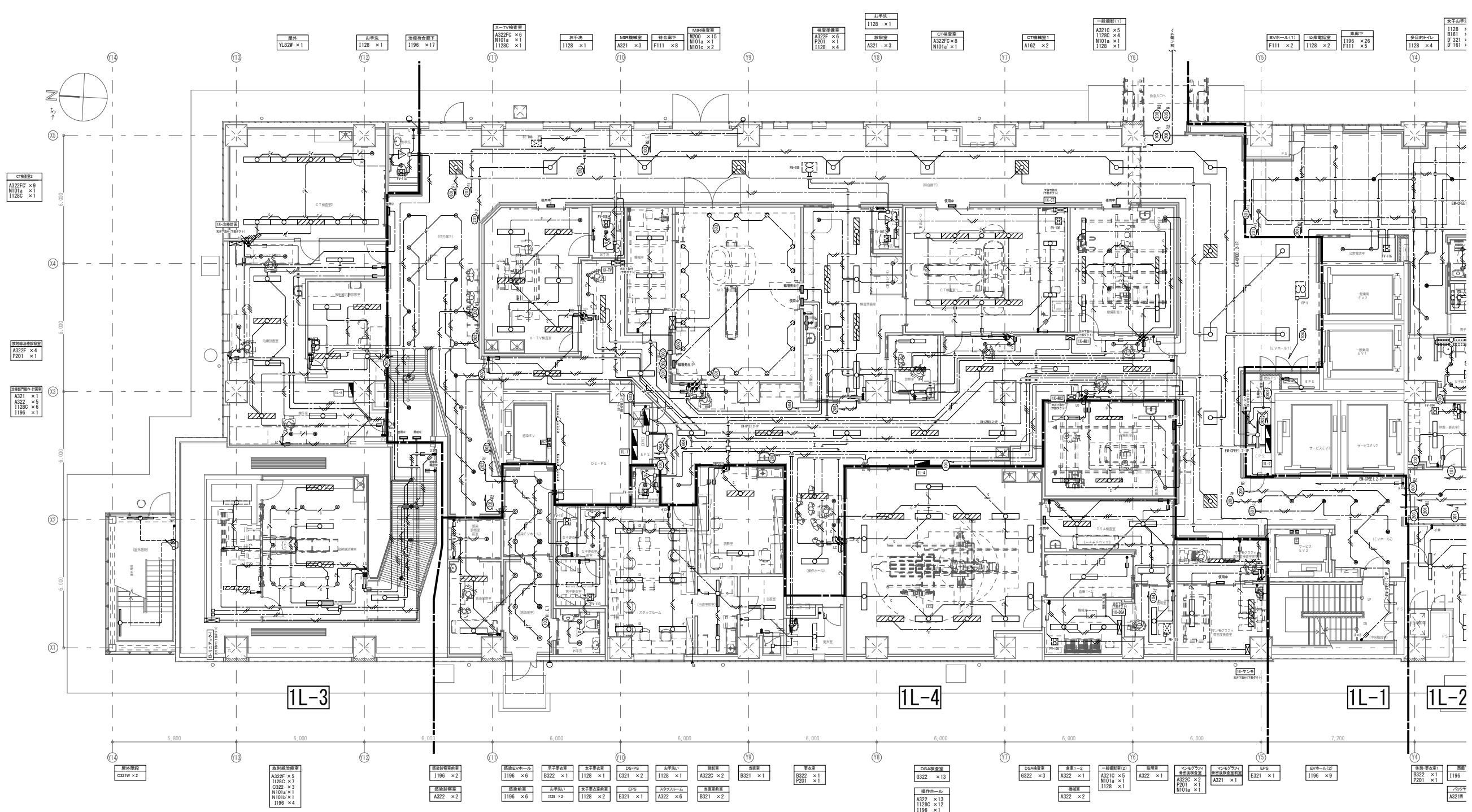
機材名	製造業者名
○ 電線管類・同附属品	JIS等規格品
○ 電線・ケーブル	JIS、JCS等規格品
○ 耐火・耐熱ケーブル	消防庁告示による表示品
○ 配線器具	JIS等規格品
○ 分電盤・制御盤・端子盤	一光電機(株)、河村電器産業(株)、香東電機(株)、山英電機(株)、四変テック(株)、摂陽明正(株)、テンパール工業(株)(株)戸上電機製作所、内外電機(株)、日東工業(株)、パナソニック電工(株)
○ キュービクル式配電盤	一光電機(株)、河村電器産業(株)、香東電機(株)、山英電機(株)、四変テック(株)、摂陽明正(株)、(株)戸上電機製作所、内外電機(株)、日東工業(株)、富士電機システムズ(株)、パナソニック電工(株)
○ 高圧スイッチギヤ(CW、PW形)	※ 香東電機(株)、四変テック(株)、※ 白川電機製作所(株)、(株)高岳製作所、(株)東芝、※ 内外電機(株)(株)日立製作所、富士電機システムズ(株)、三菱電機(株)、(株)明電舎 (※印はCW形に限る)
○ 照明器具	岩崎電気(株)、大光電機(株)、※ 小糸工業(株)、※ (株)GSユアサ、東芝ライテック(株)、日立ライティング(株)、パナソニック電工(株) ※ (株)MARUWA SHOMEI、三菱電機照明(株)、ヤマギワ(株)、山田照明(株) (※印はHID灯に限る)、Maxray
換気扇	東芝キヤリア(株)、(株)日立製作所、パナソニックエコシステムズ(株)、三菱電機(株)
○ 電気時計装置	シチズンTIC(株)、セイコータイムシステム(株)、パナソニック電工(株)
○ 拡声装置	ティーオーエー(株)、東芝ライテック(株)、日本ビクター(株)、日本無線(株)、パナソニック(株)、ヤマハサウンドシステム(株)
○ テレビ共聴機器	DXアンテナ(株)、東芝テクノネットワーク(株)、日本アンテナ(株)、パナソニック(株)、マスプロ電工(株)、八木アンテナ(株)
○ 呼出し装置・インターホン	アイホン(株)、(株)ケアコム、ティーオーエー(株)、東芝ライテック(株)、(株)日立製作所、パナソニック(株)、パナソニック電工(株)三菱電機(株)
○ 火災報知器	日本消防検定協会の検定合格証票が貼付されたもの
○ マンホール・ハンドホール蓋	(株)一中、伊藤鉄工(株)、カネソウ(株)、(株)小島製作所、新ニノミヤメタル(株)、第一機材(株)、ダイドレ(株)、(株)中部コーポレーション(株)長谷川鋳工所、福西鋳物(株)
○ 避雷針	エースライオン(株)、大阪避雷針工業(株)、第一避雷針工業(株)、日本避雷針工業(株)、(株)村田電機製作所
○ 高圧交流遮断器(真空遮断器)	(株)東芝、(株)日立産機システム、(株)日本AEパワーシステムズ、富士電機機器制御(株)、富士電機システムズ(株)、三菱電機(株)(株)明電舎
○ 高圧限流ヒューズ	(株)東芝、(株)日立産機システム、富士電機機器制御(株)、三菱電機(株)
○ 高圧負荷開閉器	エナジーサポート(株)、大垣電機(株)、(株)東芝、東芝産業機器製造(株)、(株)戸上電機製作所、日本高圧電気(株)(株)日立産機システム、富士電機機器制御(株)、富士電機システムズ(株)、三菱電機(株)
○ 変圧器(油入・モールド) (JIS-C4304:2005、C4306:2005) (JEM-1482、1483)	四変テック(株)、(株)高岳製作所、(株)東芝、(株)日立産機システム、富士電機システムズ(株)、三菱電機(株)、(株)明電舎
○ 高圧進相コンデンサ (油入・ガス入)	(株)指月電機製作所、※ (株)東芝、ニチコン(株)、パナソニック電工(株)、三菱電機(株) (※印は油入コンデンサに限る)
○ 交流無停電電源装置 (定格出力300KVA以下)	サンケン電気(株)、(株)三社電機製作所、山洋電気(株)、新神戸電機(株)、(株)東芝、古河電池(株)、(株)明電舎 ※ (株)ジーエス・ユアサパワーサプライ、(株)日立製作所、富士電機システムズ(株)、三菱電機(株) (※印は200kVA以下に限る)
交流無停電電源装置(簡易形)	サンケン電気(株)、(株)三社電機製作所、山洋電気(株)、(株)ジーエス・ユアサパワーサプライ、新神戸電機(株)、(株)東芝(株)日立製作所、富士電機システムズ(株)、古河電池(株)、三菱電機(株)
監視カメラ装置	ティーオーエー(株)、日本ビクター(株)、パナソニック電工(株)、(株)日立国際電気、三菱電機(株)
○ 中央監視制御装置	ジョンソンコントロールズ(株)、(株)東芝、パナソニック電工(株)、※1 (株)日立製作所、※1 富士通(株)、三菱電機(株)、アズビル(株) (※1印は監視制御装置に限る。)
○ 蓄電池 (鉛蓄電池・アルカリ蓄電池)	新神戸電機(株)、(株)ジーエス・ユアサパワーサプライ、古河電池(株)
太陽光発電装置 (太陽電池モジュール・装置周辺機器)	京セラ(株)、三洋電機(株)、シャープ(株)、昭和シェル石油(株)、富士電機システムズ(株)、フジプレミアム(株)、本田技研工業(株)三菱電機(株)
太陽光発電装置 (パワーコンディショナー・系統連系保護装置)	京セラ(株)、三洋電機(株)、山洋電気(株)、シャープ(株)、(株)ジーエス・ユアサパワーサプライ、昭和シェル石油(株)、(株)東芝日新電機(株)、富士電機システムズ(株)、フジプレミアム(株)、本田技研工業(株)、三菱電機(株)、(株)明電舎
○ 自家発電機	川崎重工業(株)、ヤンマーエネルギーシステム(株)、(株)東芝
○ 自家発電サービスタンク 自家発電地下オイルタンク	(株)セイナン製作所、(株)ベルテクノ、ホーコス(株)、川崎重工業(株)、ヤンマーエネルギーシステム(株)、(株)東芝、(株)小笠原工業所
○ 構内交換装置	富士通(株)、(株)日立システムズ、沖ウインタック(株)、日本電気(株)

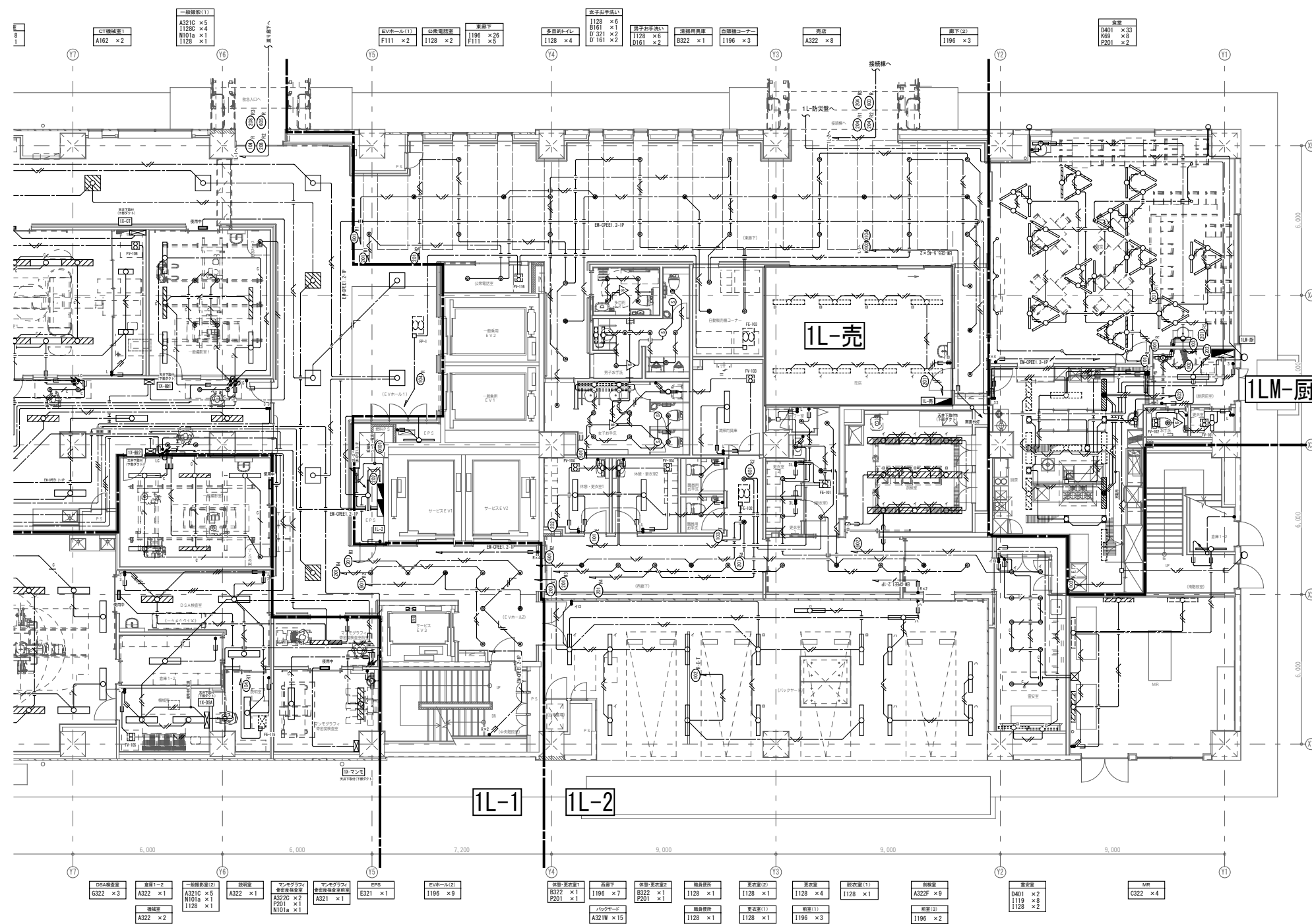


記号凡例		記号		注記
記号	名称	記号	名称	
■	分電盤	●	埋込スイッチ 1P15A×1	1. 箇中、特記なき配線は下記の通りとする。
⊠	X線開閉器盤	●WP	埋込スイッチ 1P15A×1 防湿型	2 重天井内はコログシ配線とし壁面等は配管にて保護のこと。
□	蛍光灯 (照明器具姿図参照)	●3	埋込スイッチ 3W15A×1	コログシ配線
▨	蛍光灯 (GAC回路) (照明器具姿図参照)	●4	埋込スイッチ 4W15A×1	— 5 — EM-EEF2.0-3C (PF22) 1Cアース
□	蛍光灯 (照明器具姿図参照)	●L	埋込スイッチ 1P15A×1 確認表示灯付	— 6 — EM-EEF2.0-2C×2 (PF22) 1Cアース
▨	蛍光灯 (GAC回路) (照明器具姿図参照)	●R×n	リモコンスイッチ×n	— 7 — EM-EEF2.0-3C×2 (PF22) 1Cアース
▨	蛍光灯 (照明器具姿図参照)	●LC	調光スイッチ 蛍光灯用(15A)	— 8 — EM-EEF2.0-2C×2 (PF22) 1Cアース
○	ダウンライト (照明器具姿図参照)	●A	調光スイッチ LED用(15A)	— 9 — EM-EEF2.0-3C×2 (PF22) 1Cアース
○	ダウンライト (GAC回路) (照明器具姿図参照)	●A	調光スイッチ 白熱灯用(1100W)	— 10 — EM-EEF2.0-3C×2 (PF22) 1Cアース
○	ブラケット (照明器具姿図参照)	▽	人感センサ内蔵形点滅タイプ 親機	— 11 — EM-EEF2.0-2C+3C (PF22) 1Cアース
		▽NK	人感センサ内蔵形点滅タイプ 親機 換気扇接続付	— 12 — EM-EEF2.0-3C (PF22)
		●	人感センサ内蔵形点滅タイプ 子機	— 13 — EM-EEF2.0-3C (PF22)
□U	ユニット用電源	●AS	自動点滅器	— 14 — EM-EEF2.0-2C×2 (PF22)
⊠	換気扇 (空調工事)	⊠	フルボックス(150×150×150) WP: SJS防水	— 15 — EM-EEF2.0-2C+3C (PF22)
		⊠***	フルボックス(*×*×*)	— 16 — EM-EEF2.0-3C×2 (PF22)
				— 17 — EM-EEF2.0-3C×2 (PF22)
				— 18 — EM-EEF2.0-3C (PF22)
				— 19 — EM-CPEE1.2-3P (PF22)
				— 20 — EM-EEF2.0-3C(1CE) (PF22)
				— 21 — EM-CPEE1.2-3P (PF22)
				— 22 — EM-EEF2.0-2C (PF22)
				— 23 — EM-CPEE1.2-3P (PF22)
				— 24 — EM-CE5.5-2C (PF22) ×2 1Cアース
				— 25 — EM-CE5.5-3C (PF22)
				天井インベイ配管配線
				— 26 — EM-IE2.0×2 E2.0 (PF16)
				— 27 — EM-IE2.0×4 E2.0 (PF22)
				露出配管配線
				— 28 — EM-IE2.0×2 E2.0 (E19)
				— 29 — EM-IE2.0×4 E2.0 (E25)
				— 30 — EM-IE2.0×2 (E19)
				— 31 — EM-IE2.0×3 (E19)
				— 32 — EM-IE2.0×4 (E19)
				— 33 — EM-CE5.5-3C (PF22) 1Cアース
				— 34 — EM-CPEE1.2-3P (PF22) 1Cアース
				— 35 — EM-CE5.5-2C×2+3C (G42) 1Cアース
				— 36 — EM-IE2.0×5 E2.0 (G22)
				— 37 — EM-CPEE1.2-3P (E25)
				レースウェイ
				— 38 — EM-IE2.0×2 E2.0 (レースウェイ30×40)
				— 39 — EM-IE2.0×3 E2.0 (レースウェイ30×40)
				— 40 — EM-IE2.0×4 E2.0 (レースウェイ30×40)
				— 41 — EM-IE2.0×5 E2.0 (レースウェイ30×40)
				— 42 — EM-IE2.0×6 E2.0 (レースウェイ30×40)
				— 43 — EM-IE2.0×7 E2.0 (レースウェイ30×40)
				— 44 — EM-IE2.0×8 E2.0 (レースウェイ30×40)
				— 45 — EM-IE2.0×10 E2.0 (レースウェイ30×40)
				地中埋設配管配線
				— 46 — EM-CE3.5-3C (FEP30) 1Cアース

1. 箇中、特記なき配線は下記の通りとする。
 - 2 重天井内はコログシ配線とし壁面等は配管にて保護のこと。
 - コログシ配線
 - 天井インベイ配管配線
 - 露出配管配線
 - レースウェイ
 - 地中埋設配管配線
1. EPS内配線(インベイ配管配線を除く)は、電力用ケーブルラックに布設とし、配管不要とする。
 - 防火区画及び114条区画を貫通する箇所は、防火区画貫通処理(国土交通大臣認定)を施すこと。
 - クリーンルーム内にて使用する配線器具のアウトレットボックスには防気・防塵パッキンを使用及びシール材充填とし、気密処理を施す事。
 - X線室内にて使用する照明器具天井埋込部分及び配線器具のアウトレットボックスにはX線漏洩防止の為、鉛巻を施すものとし、配線は鋼管にて保護する事。
 - 分電盤より第一負荷迄の配線距離が30mを超過する場合は、ケーブルサイズをEM-CE5.5とする事。
 - 病室内は病室詳細図参照とする。
 - X線防護ゾーンの壁に設けるアウトレットボックス等には鉛を貼付し、壁貫通部分には鉛シート等を用いて防護対策を行う事。

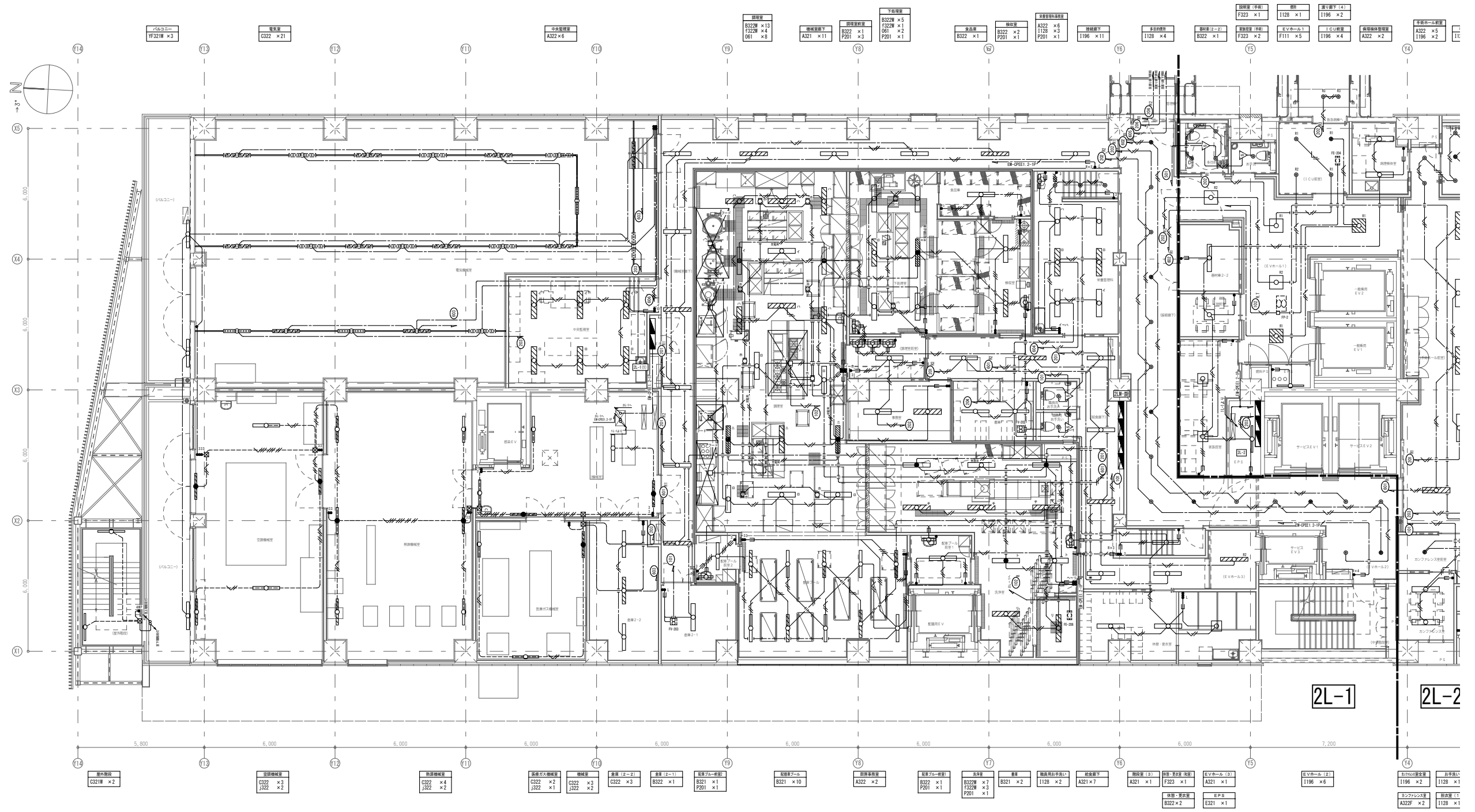




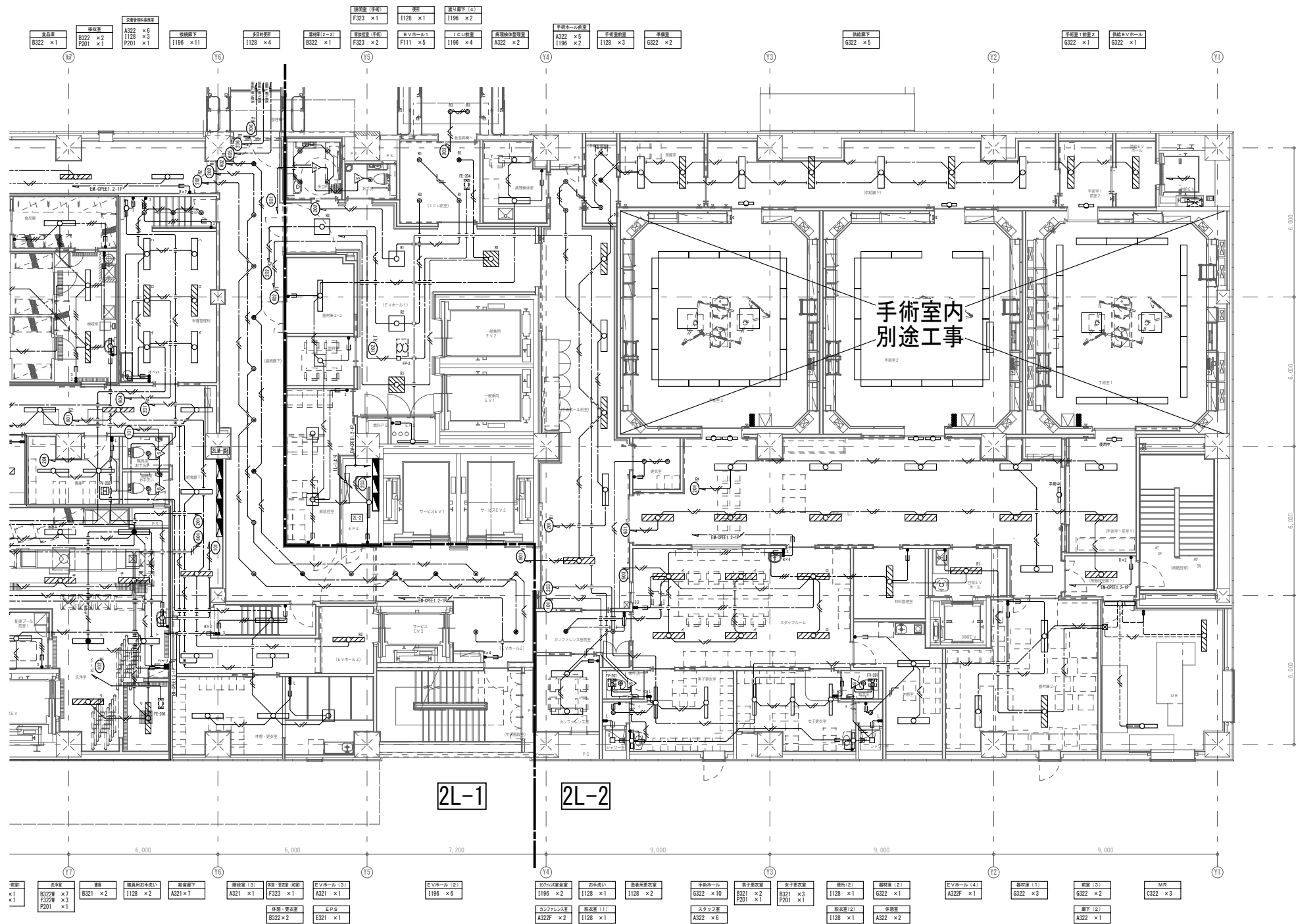


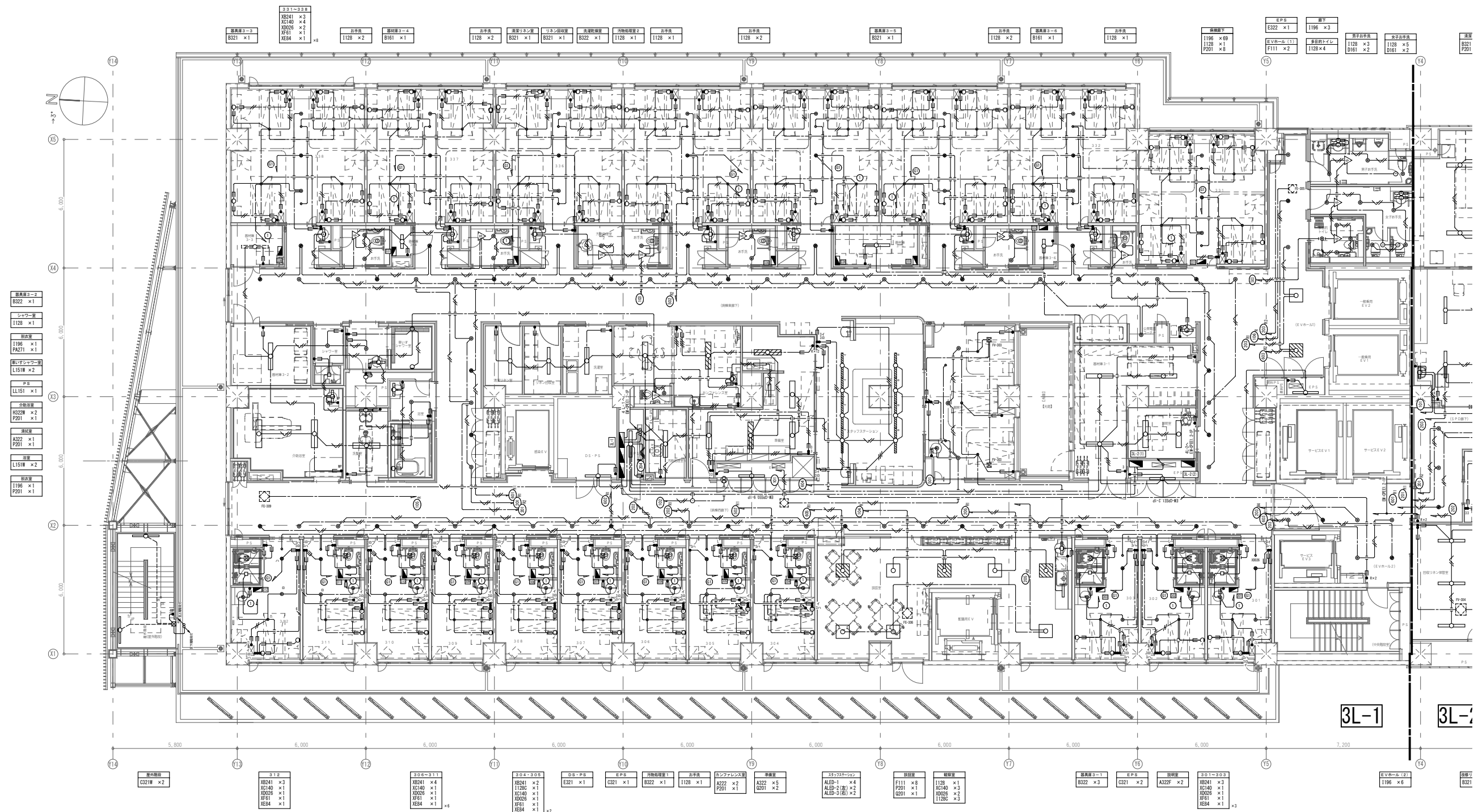
客室照明	B322W × 7
	F322W × 2
	OS1 × 6
	Q201 × 1
客室照明器具	B322 × 1
	P201 × 1
廊下照明	I128 × 1
廊下照明器具	B161 × 1
備品	E321 × 1

OS1照明器具	G322 × 3
客室1-2	A322 × 1
客室照明器具	A321C × 5
	N101a × 1
	I128 × 1
備品	A322 × 2
ワンストップ照明器具	A322C × 7
ワンストップ照明器具	A321 × 1
EPB	E321 × 1
客室照明器具	I196 × 9
客室照明器具	B322 × 1
	P201 × 1
客室照明器具	A321W × 15
客室照明器具	I128 × 1
客室照明器具	I128 × 1
客室照明器具	I128 × 1
客室照明器具	I128 × 4
客室照明器具	I128 × 1
客室照明器具	I196 × 3
客室照明器具	A322F × 9
客室照明器具	I196 × 2
客室照明器具	D401 × 2
	I119 × 8
	I128 × 2
客室照明器具	G322 × 4



2L-1 2L-2





- 照明器具 3
B321 ×1
- 照明器具 2
B322 ×1
- 照明器具
1128 ×1
- 照明器具
1196 ×1
PA271 ×1
- 照明器具
L151W ×2
- 照明器具
LL151 ×1
- 照明器具
R322W ×2
P201 ×1
- 照明器具
A322 ×1
P201 ×1
- 照明器具
L151W ×2
- 照明器具
1196 ×1
P201 ×1

- 照明器具
C321B ×2
- 照明器具
312
XB241 ×3
XC140 ×1
XD226 ×1
XF51 ×1
YB24 ×1

- 照明器具
306-311
XB241 ×4
XC140 ×1
XD226 ×1
XF51 ×1
YB24 ×1

- 照明器具
304-305
XB241 ×2
XC140 ×1
XD226 ×1
XF51 ×1
YB24 ×1

- 照明器具
DS-PS
E321 ×1

- 照明器具
E-PS
C321 ×1

- 照明器具
照明器具
B322 ×1

- 照明器具
照明器具
1128 ×1

- 照明器具
照明器具
A322 ×2
P201 ×1

- 照明器具
照明器具
A322 ×5
Q201 ×2

- 照明器具
照明器具
ALED-1 ×4
ALED-2 ×2
ALED-3(E) ×2

- 照明器具
照明器具
F111 ×8
P201 ×1
Q201 ×1

- 照明器具
照明器具
1128 ×1
XC140 ×3
XD226 ×2
1128 ×3

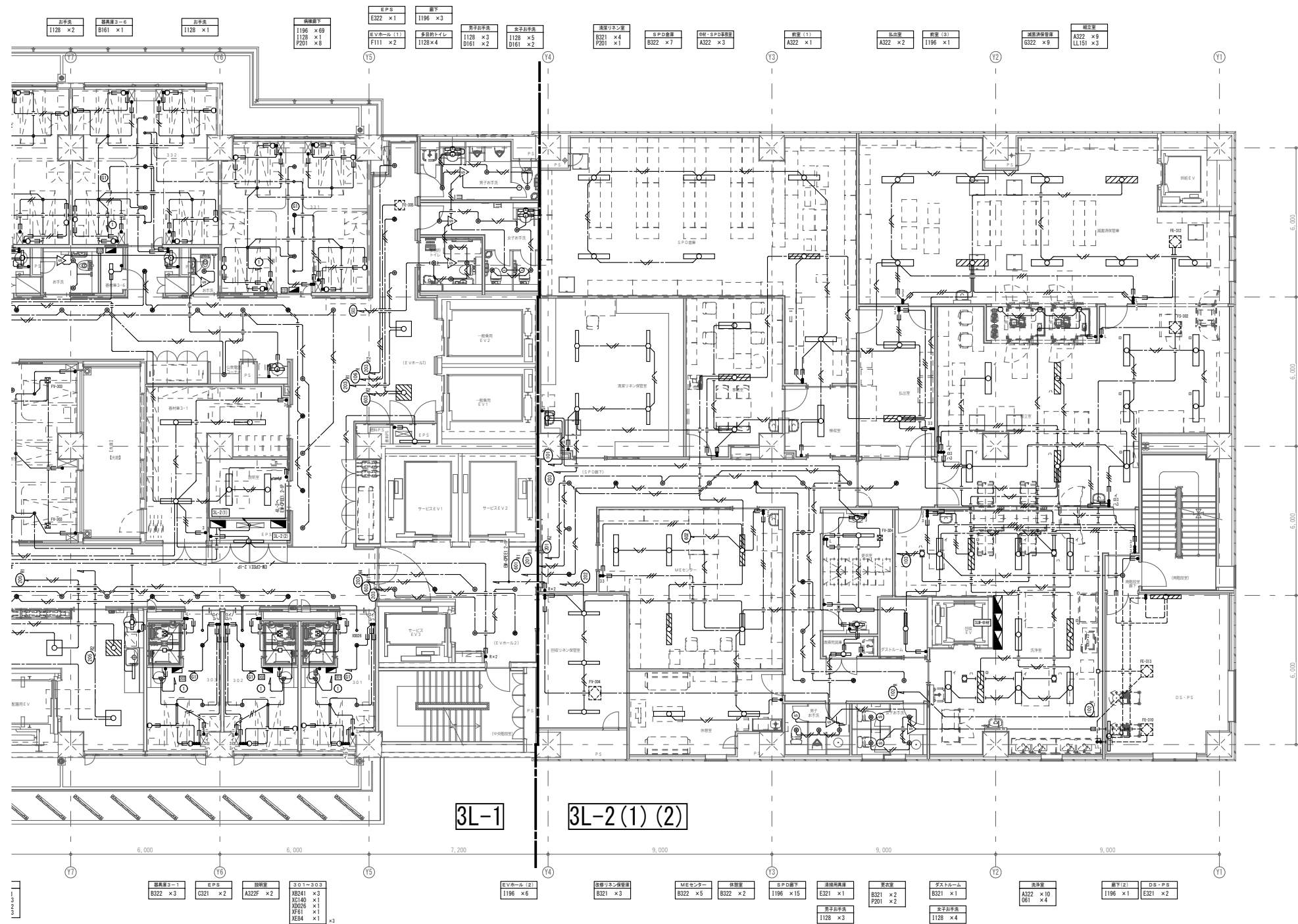
- 照明器具
照明器具
B322 ×3
C321 ×2

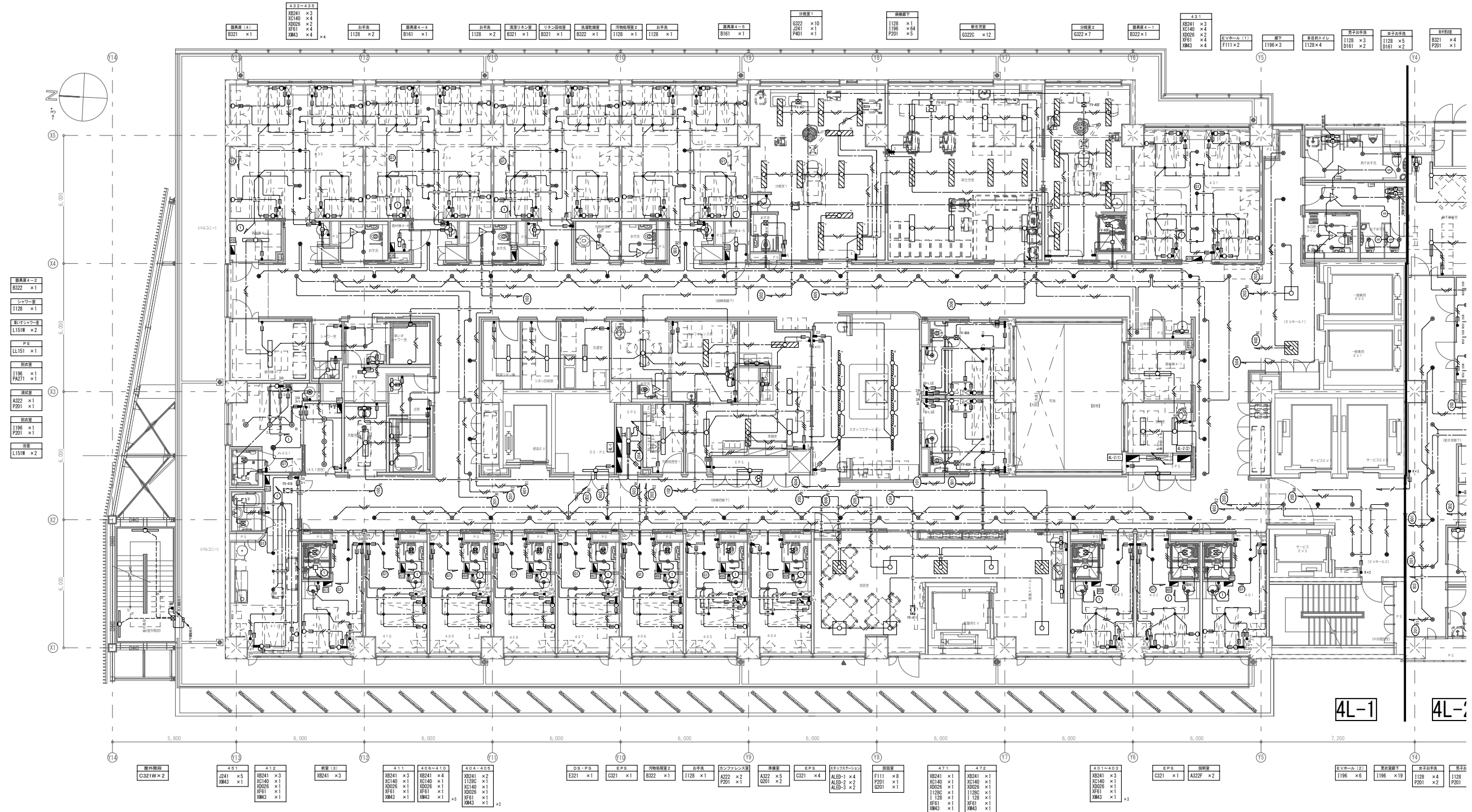
- 照明器具
照明器具
A322F ×2

- 照明器具
照明器具
301-303
XB241 ×3
XC140 ×1
XD226 ×1
XF51 ×1
YB24 ×1

- 照明器具
照明器具
EVR-6-12
1196 ×6

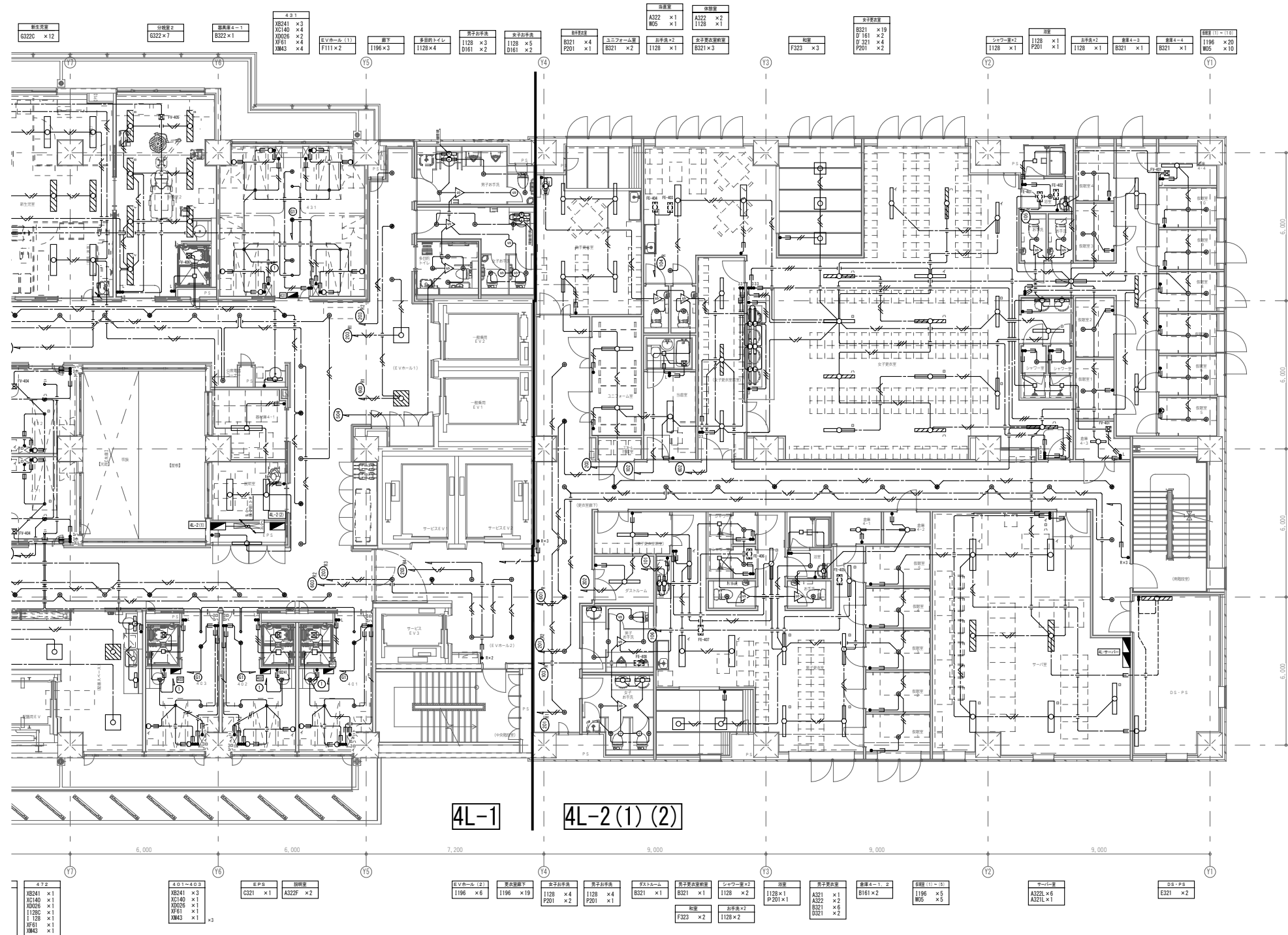
- 照明器具
照明器具
B321

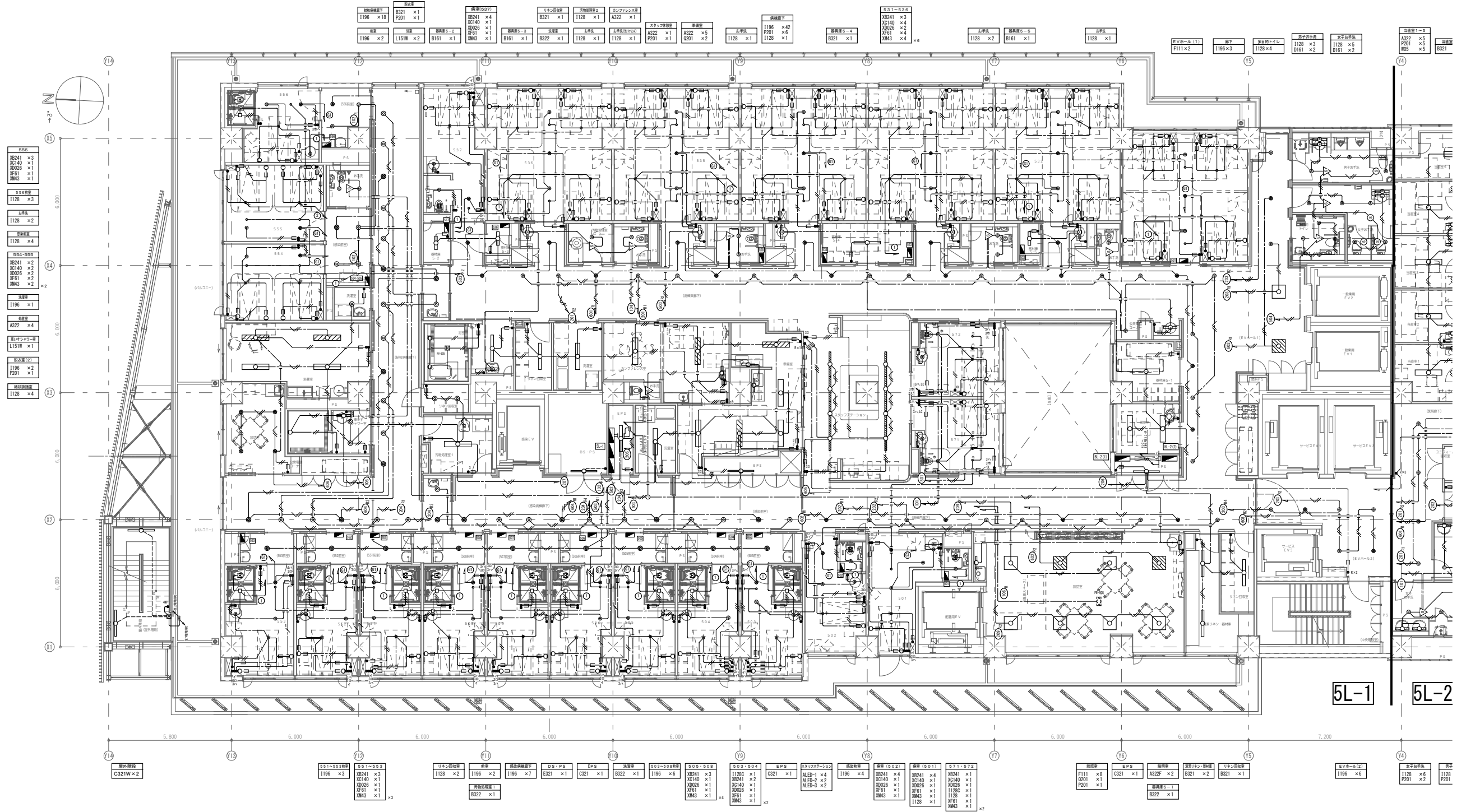


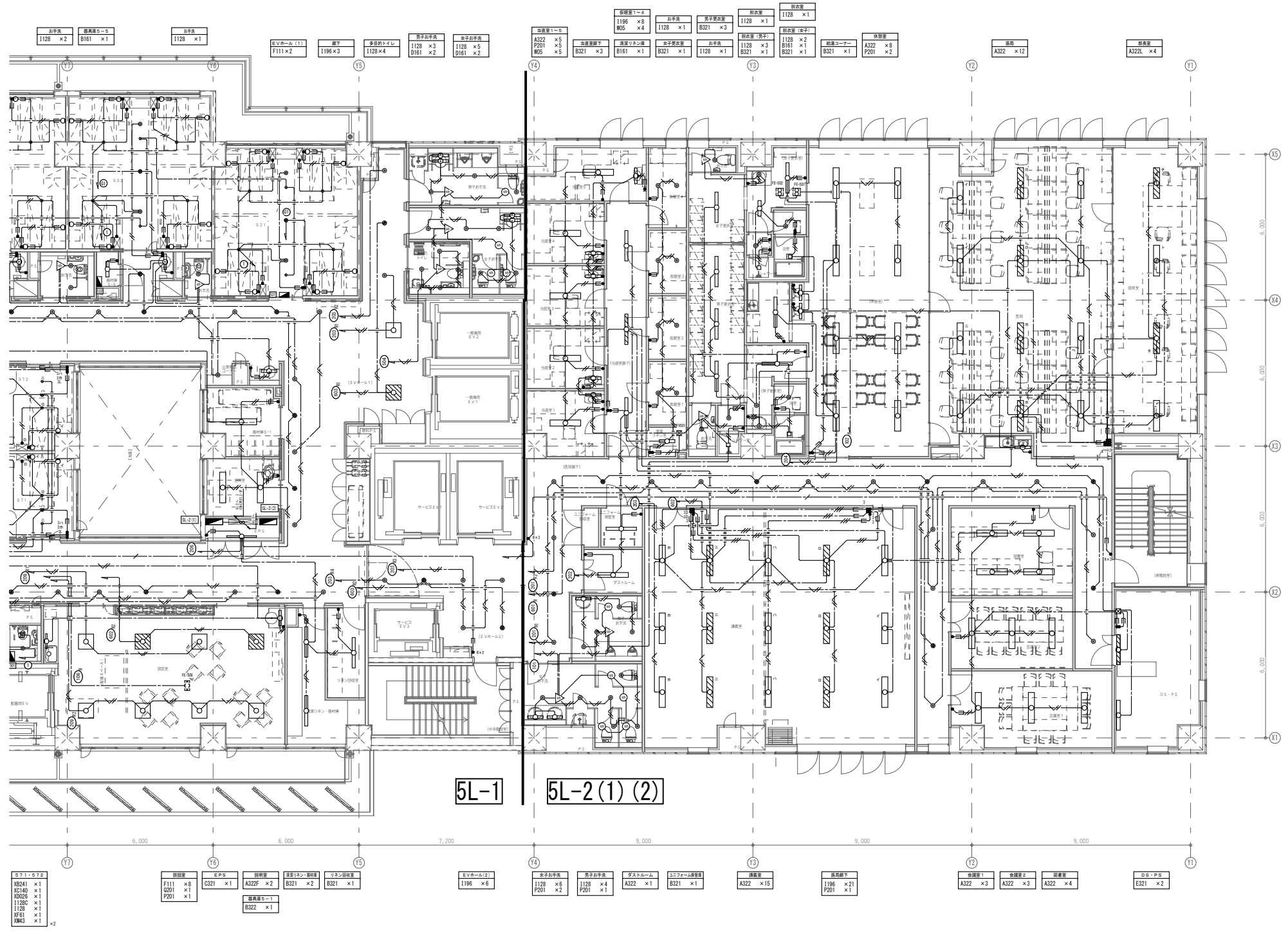


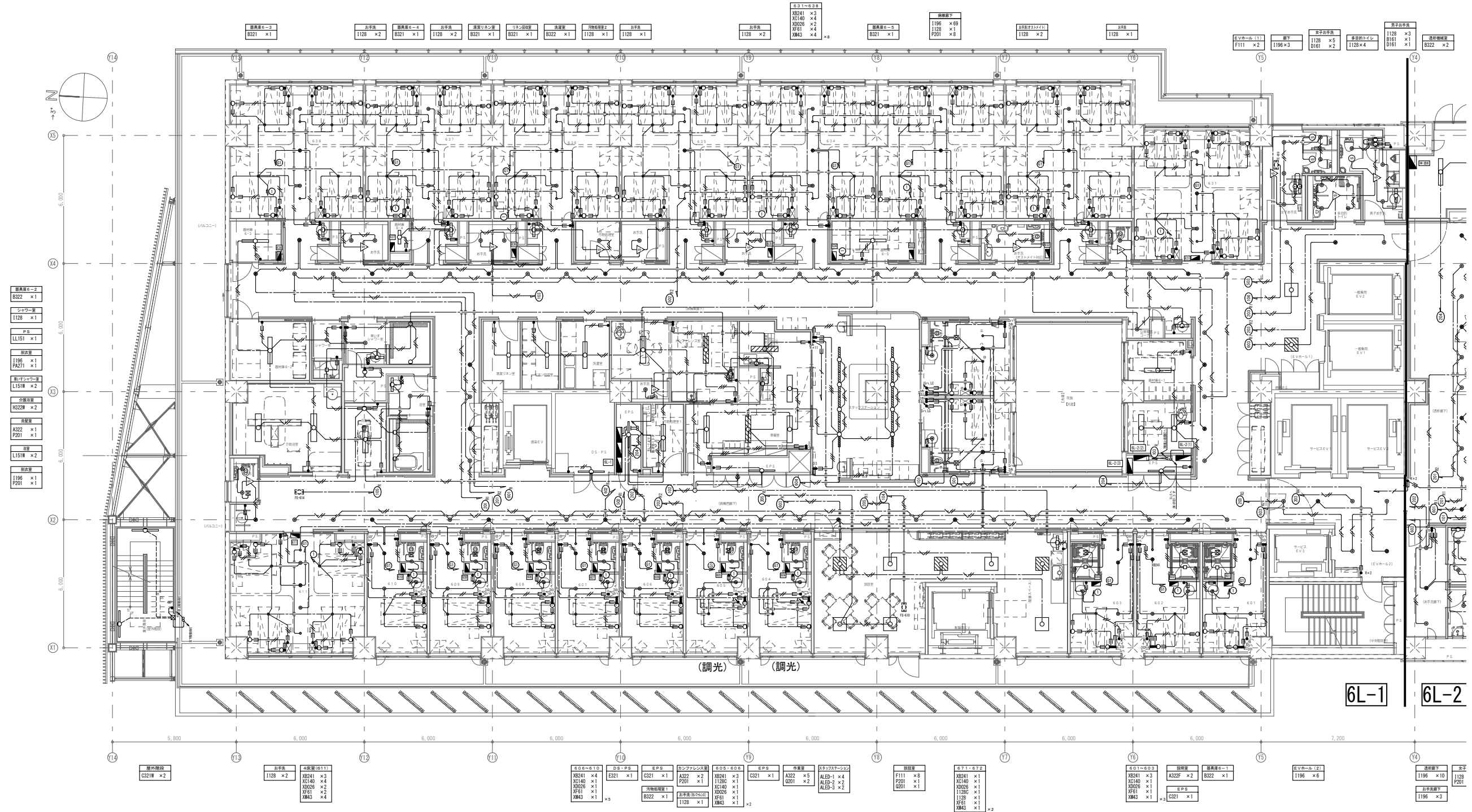
- 器具4-1
- B322 x1
- シーソー型
- LL15W x1
- 天井ファン型
- LL15W x2
- PS
- LL151 x1
- 器具4-2
- F119 x1
- PA271 x1
- 器具4-3
- A322 x1
- P201 x1
- 器具4-4
- F119 x1
- P201 x1
- 器具4-5
- LL15W x2

- 器具4-6
- C321W x2
- 器具4-7
- J241 x5
- XB241 x3
- XZ140 x1
- XZ026 x1
- XF61 x1
- XM43 x1
- 器具4-8
- XB241 x3
- 器具4-9
- 器具4-10
- 器具4-11
- 器具4-12
- 器具4-13
- 器具4-14
- 器具4-15
- 器具4-16
- 器具4-17
- 器具4-18
- 器具4-19
- 器具4-20
- 器具4-21
- 器具4-22
- 器具4-23
- 器具4-24
- 器具4-25
- 器具4-26
- 器具4-27
- 器具4-28
- 器具4-29
- 器具4-30
- 器具4-31
- 器具4-32
- 器具4-33
- 器具4-34
- 器具4-35
- 器具4-36
- 器具4-37
- 器具4-38
- 器具4-39
- 器具4-40
- 器具4-41
- 器具4-42
- 器具4-43
- 器具4-44
- 器具4-45
- 器具4-46
- 器具4-47
- 器具4-48
- 器具4-49
- 器具4-50
- 器具4-51
- 器具4-52
- 器具4-53
- 器具4-54
- 器具4-55
- 器具4-56
- 器具4-57
- 器具4-58
- 器具4-59
- 器具4-60
- 器具4-61
- 器具4-62
- 器具4-63
- 器具4-64
- 器具4-65
- 器具4-66
- 器具4-67
- 器具4-68
- 器具4-69
- 器具4-70
- 器具4-71
- 器具4-72
- 器具4-73
- 器具4-74
- 器具4-75
- 器具4-76
- 器具4-77
- 器具4-78
- 器具4-79
- 器具4-80
- 器具4-81
- 器具4-82
- 器具4-83
- 器具4-84
- 器具4-85
- 器具4-86
- 器具4-87
- 器具4-88
- 器具4-89
- 器具4-90
- 器具4-91
- 器具4-92
- 器具4-93
- 器具4-94
- 器具4-95
- 器具4-96
- 器具4-97
- 器具4-98
- 器具4-99
- 器具4-100









- 器具番号 6-2
- B322 ×1
- 器具番号
- 1128 ×1
- 器具番号
- LL151 ×1
- 器具番号
- 1196 ×1
- 1196 ×1
- 器具番号
- LL151 ×2
- 器具番号
- A322 ×1
- F201 ×1
- 器具番号
- LL151 ×2
- 器具番号
- 1196 ×1
- F201 ×1

- 器具番号
- C321 ×2

- 器具番号
- 1128 ×2
- 器具番号(611)
- XB241 ×3
- XC140 ×4
- XD226 ×2
- XF81 ×2
- YM43 ×4

- 器具番号
- XB241 ×4
- XC140 ×1
- XD226 ×1
- XF81 ×1
- YM43 ×1

- 器具番号
- DS-PS
- C321 ×1
- 器具番号
- A322 ×2
- F201 ×1
- 器具番号
- B322 ×1
- 器具番号
- 1128 ×1
- YM43 ×1

- 器具番号
- XB241 ×3
- XC140 ×1
- XD226 ×1
- XF81 ×1
- YM43 ×1

- 器具番号
- C321 ×1
- 器具番号
- A322 ×5
- Q201 ×2

- 器具番号
- 器具番号
- 1128 ×1
- YM43 ×1

- 器具番号
- F111 ×8
- F201 ×1
- Q201 ×1

- 器具番号
- XB241 ×1
- XC140 ×1
- XD226 ×1
- XF81 ×1
- YM43 ×1

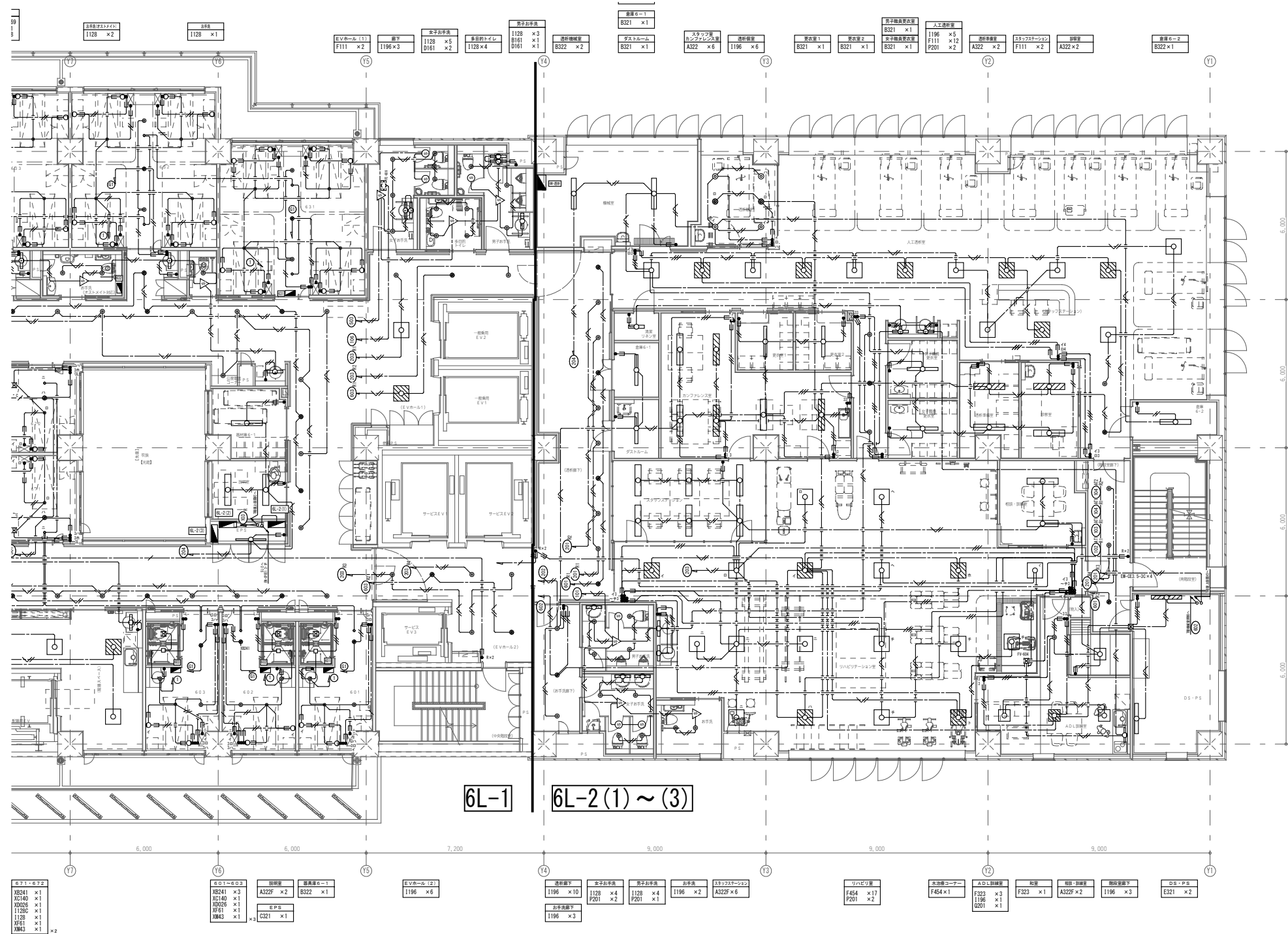
- 器具番号
- XB241 ×3
- XC140 ×1
- XD226 ×1
- XF81 ×1
- YM43 ×1

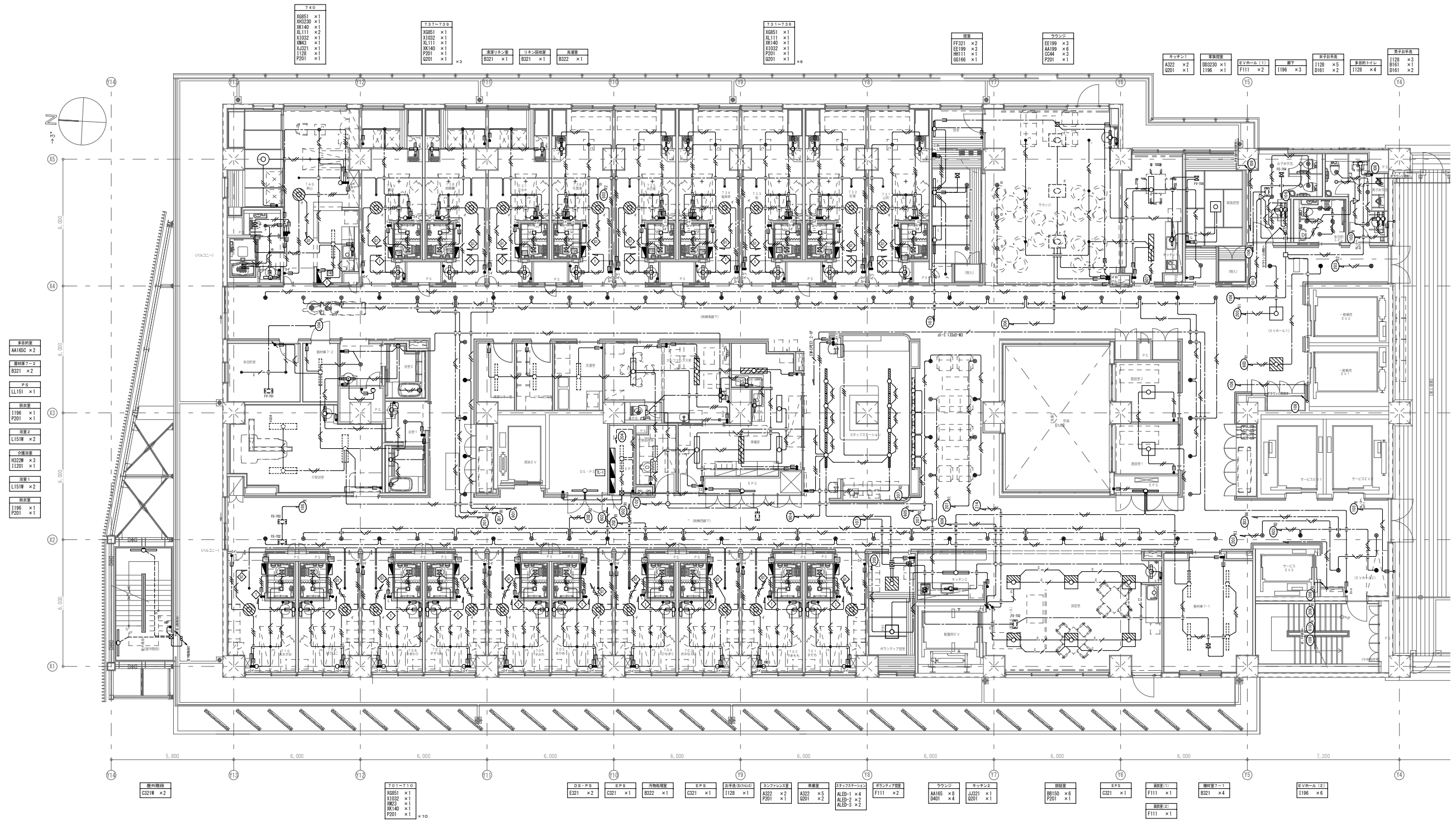
- 器具番号
- A322 ×2
- B322 ×1

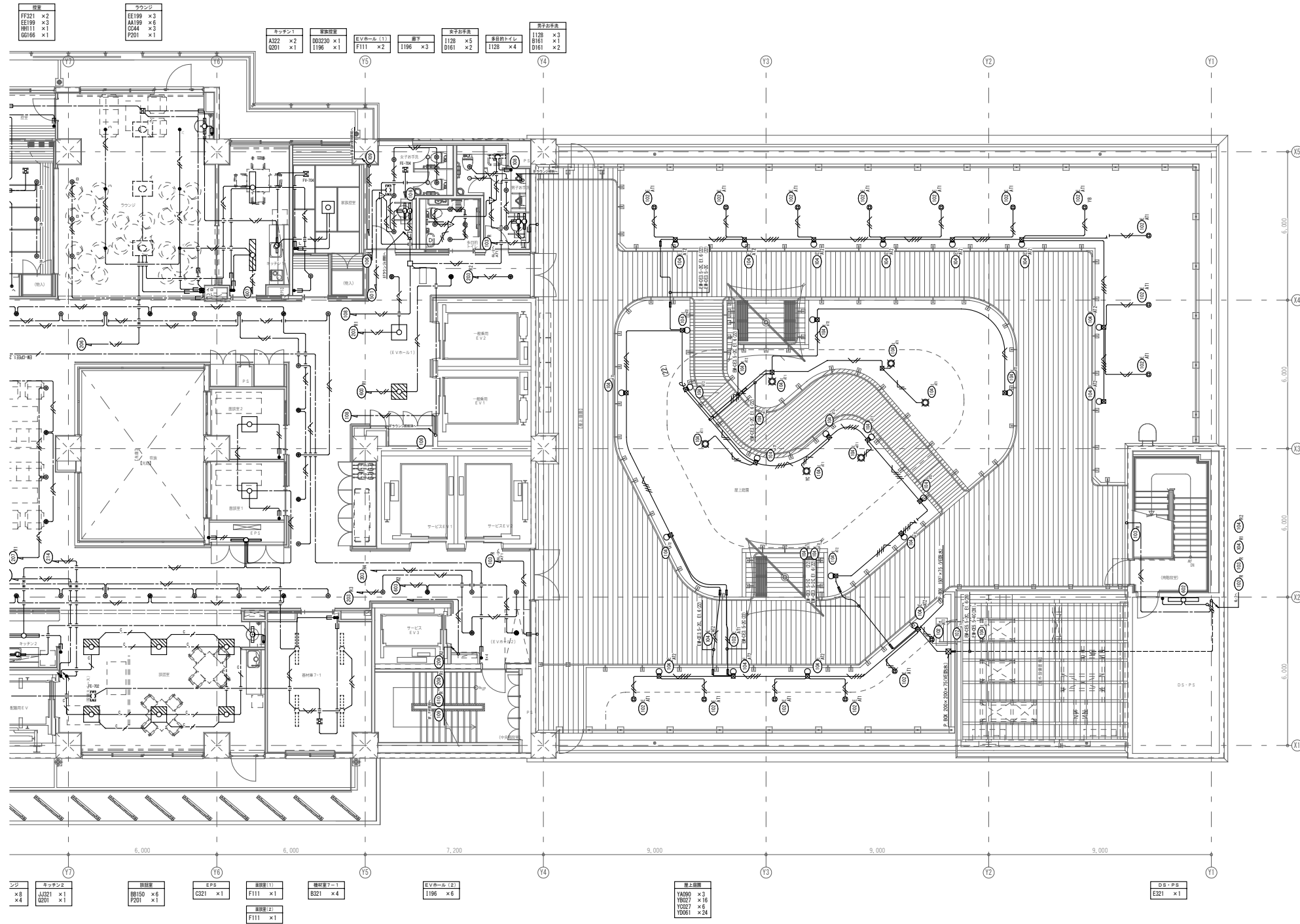
- 器具番号
- 1196 ×6

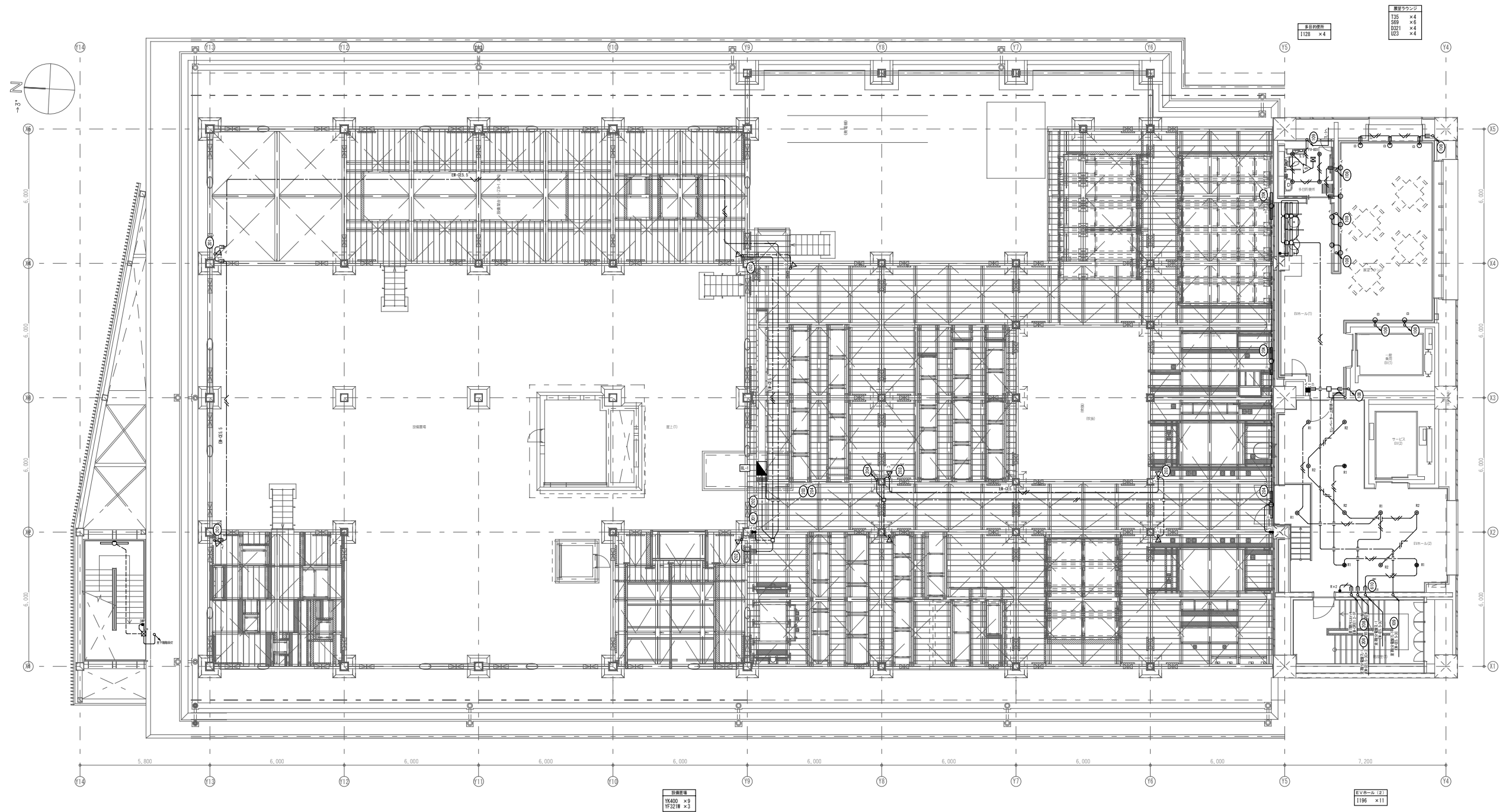
- 器具番号
- 1196 ×10
- 1128 ×201
- 1196 ×3

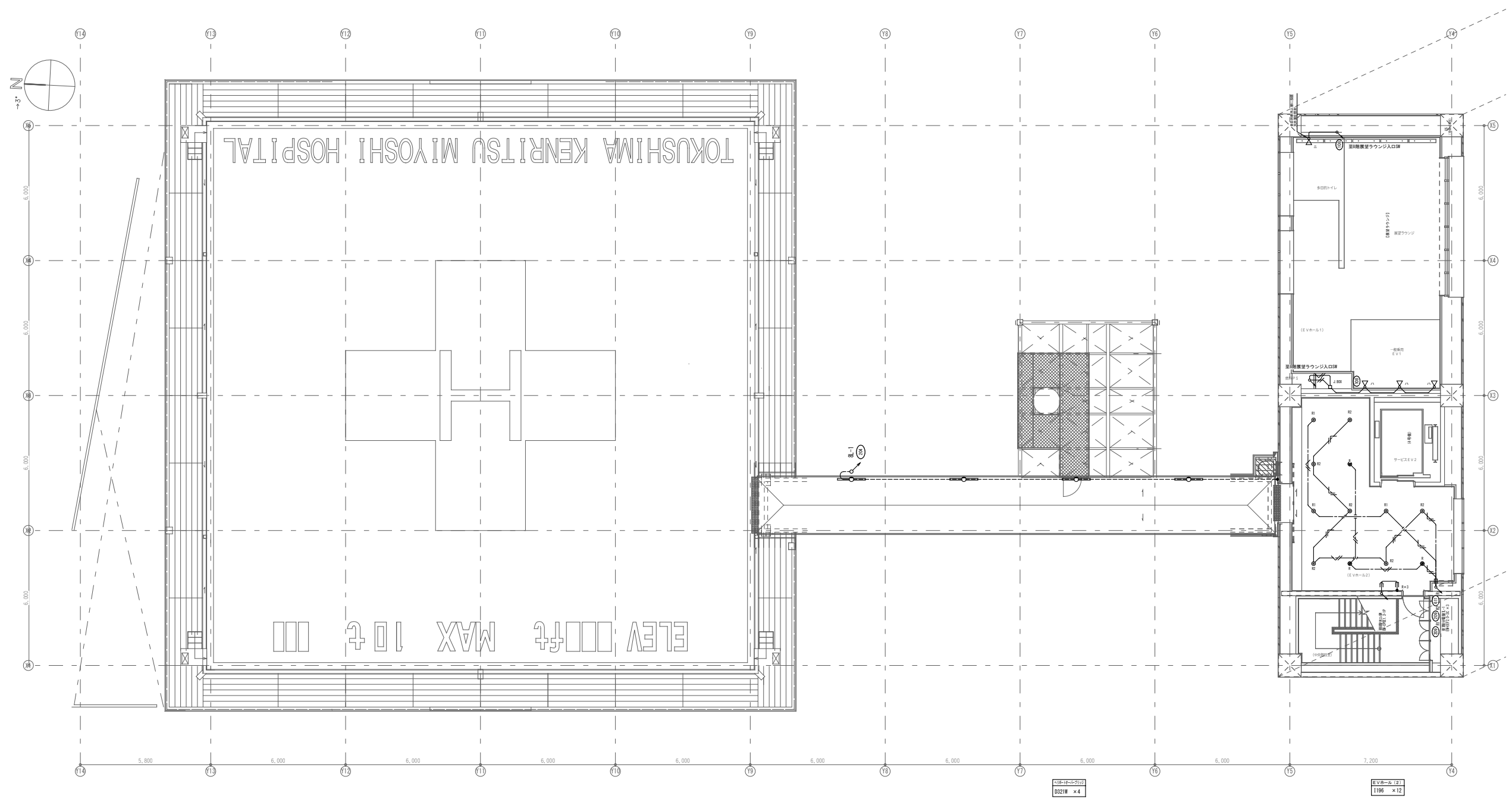
6L-1 6L-2

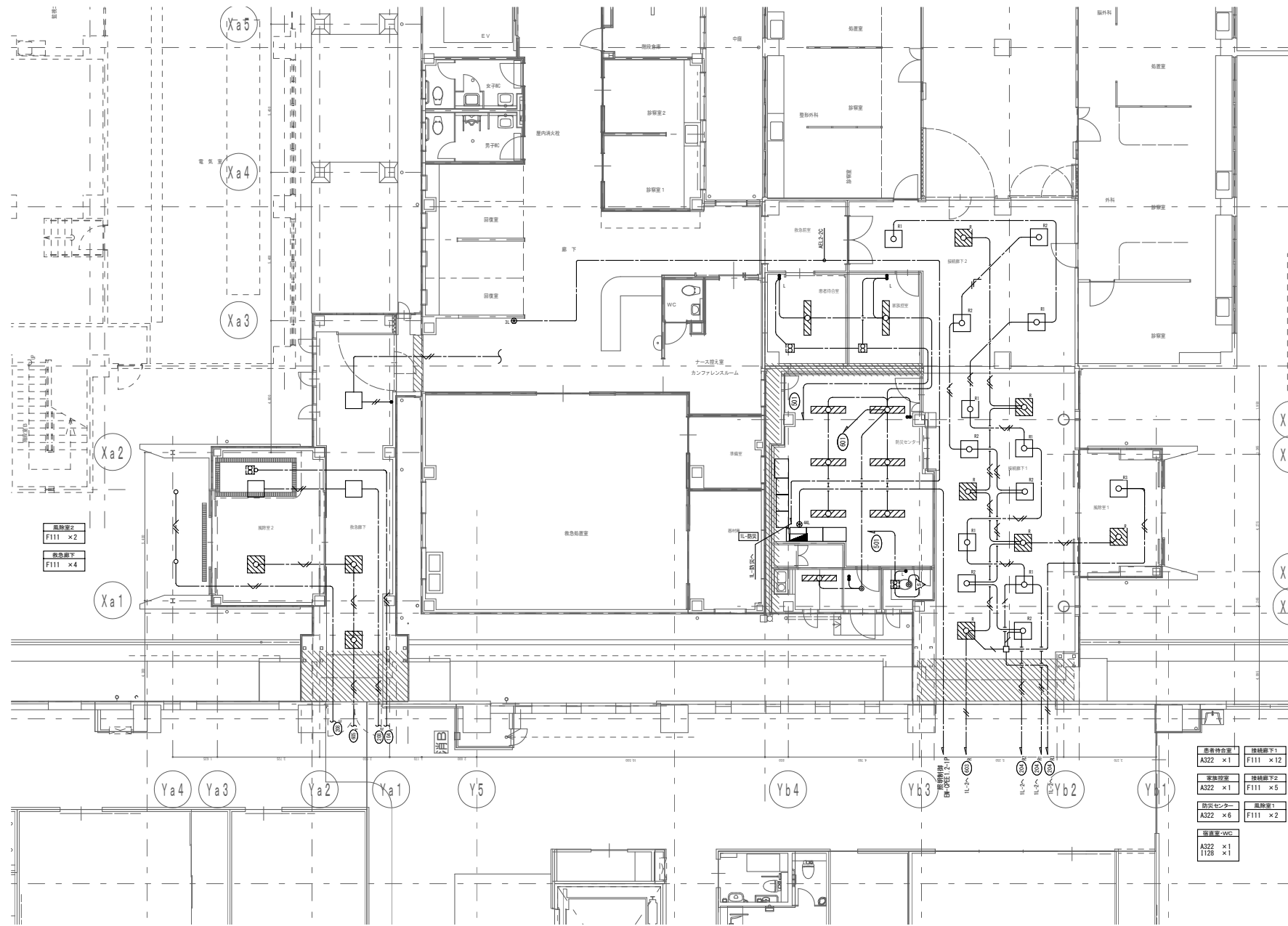




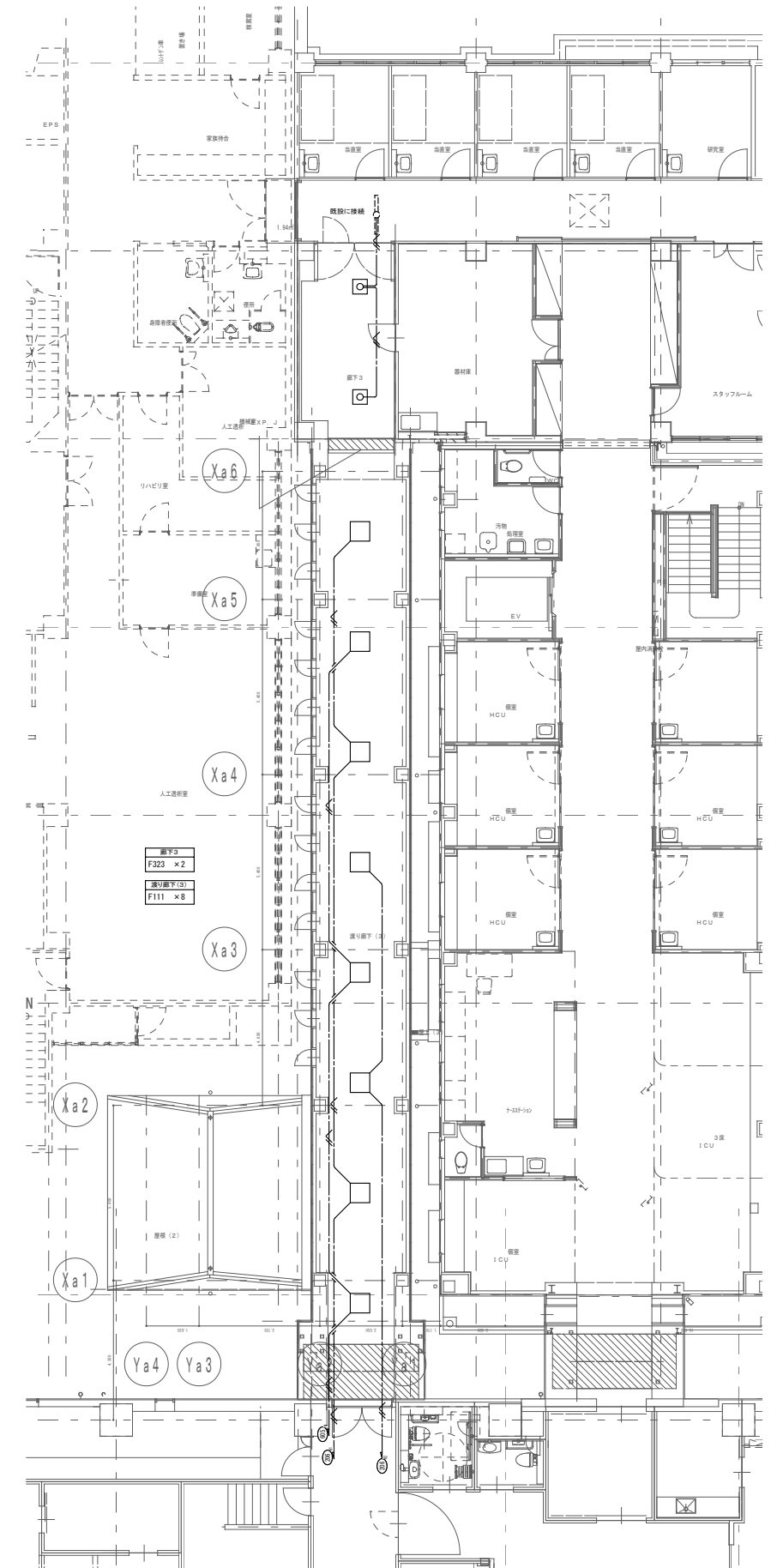








既設低層棟1階



既設低層棟2階